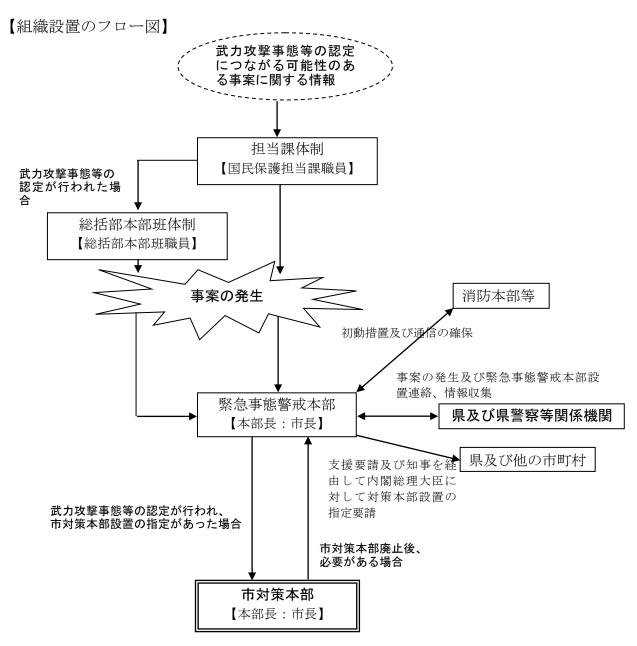
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃 事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び 財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に 関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即 応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。



1 市職員の参集基準

【市職員の配備体制】

	「印取員の自己開体的」						
配備体制	体制	事態の状況		体制の判断基準	参集基準		
第1号配備	担当課体制	事態認定前	武力攻撃事態 等の認定につ ながる可能性 のある事案に 関する情報	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	担当課の職員が参集		
第2号配備	総括部本部 班体制	事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合		総括部本部班の職員が参集		
第3号配備	緊急事態警 戒本部の設 置	事態認定前	事案の発生	市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	国民保護担当指定要員、各部 指定要員、総括部本部班を原 則として、市対策本部体制に 準じて職員の参集を行うが、 具体的な参集基準は、個別の 事態の状況に応じ、その都度 判断する		
第4号配備	緊急事態警 戒本部から 市対策本部 の設置への 移行体制	事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)対策本部設置を要請	現場の状況により、市対策本部の設置を要請した場合等は、全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集する。		
第5号配備	市対策本部の設置		市対策本部設置	の通知を受けた場合	全ての市職員が本庁又は出 先機関等に参集		

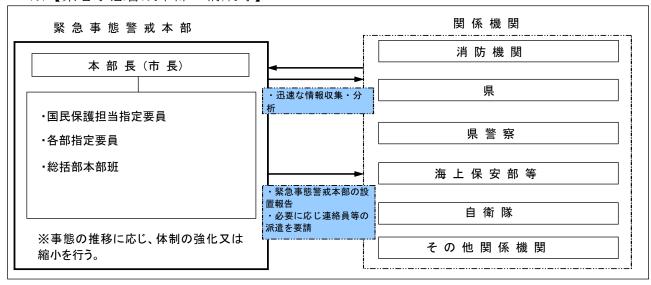
2 事態認定前における緊急事態警戒本部等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態警戒本部等の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態警戒本部」を設置する。「緊急事態警戒本部」は、下記に定める要員により構成する。

要員の種類	構成	業務内容等
国民保護担当	企画総務部長、消防長、総括部長、消防本	国民保護責任者として勤務
指定要員	部次長、総括部本部班長、消防本部署長、	時間外における事態の発生
	国民保護担当職員	に備えるとともに、事態発生
	・総括部本部班の管理職員のうちから本部	時には速やかに登庁し、初動
	長が指定する者	業務に当たる。
各部指定要員	・本部長が指定する職員(原則として管理	勤務時間外における事態の
	職員)	発生に備えるとともに、事態
		発生時には速やかに登庁し、
		所属の部課の初動業務に当
		たる。
総括部本部班	・緊急事態警戒本部の事務局員として本部	勤務時間外に県内で突発的
	長が指定する者	な事態が発生した場合には、
		直ちに参集し、緊急事態警戒
		本部事務局本部班の班員と
		して従事する。

※【緊急事態警戒本部の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び国民保護担当職員か当該部管理職員等に報告する。 消防本部において、通報を受けた場合は、緊急連絡網により、市長及び国民保護担当職員に報告する。 ② 「緊急事態警戒本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該 事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関 等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態警戒本部を設置 した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態警戒本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態警戒本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、 県や他の市町村等に対し支援を要請する。

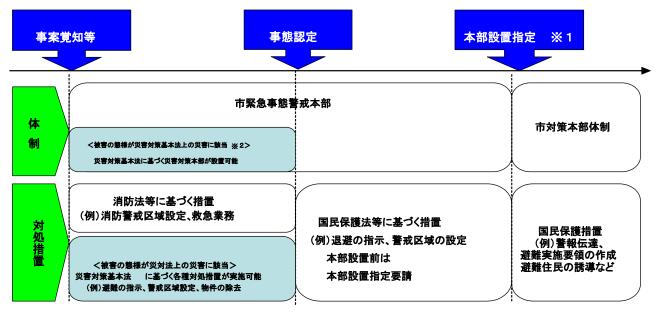
(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態警戒本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、 市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本 部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態警戒本部」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した 法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災 害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合におい て、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の 通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するもの とする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周 知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- ※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、総括部本部班体制を立ち上げ、又は、緊急事態警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

※【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、 官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、 県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武 力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室(仮称) を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。

(2) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を通じて市対策本 部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市長による市対策本部の設置 指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する(※事前に緊急事態 警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする(前述))。
- ③ 本部長

本部長は市長、副本部長は副市長とする。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員】

名	称	第1順位	第2順位	第3順位
本部長	市長	副市長	企画総務部長	財務部長

(3) 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、西庁舎4階会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

面庁舎・防災センター

武力攻撃事態等において、初動時からの市対策本部機能を迅速かつ的確に発揮できるよう、西庁舎・防災センターを国民保護措置の中枢拠点としてとして活用する。

ア場所

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

イ 構造規模

鉄骨造、地上4階、延床面積1,652.22㎡

(4) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を西庁舎・防災センター内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として下記に定める南庁舎をあらかじめ指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

① 南庁舎

ア場所

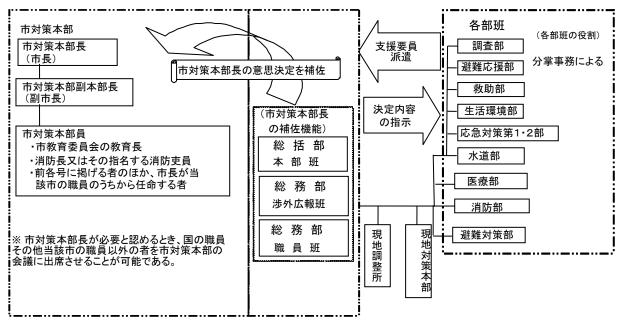
高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

イ 構造規模

鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階、延床面積2,567.63m²

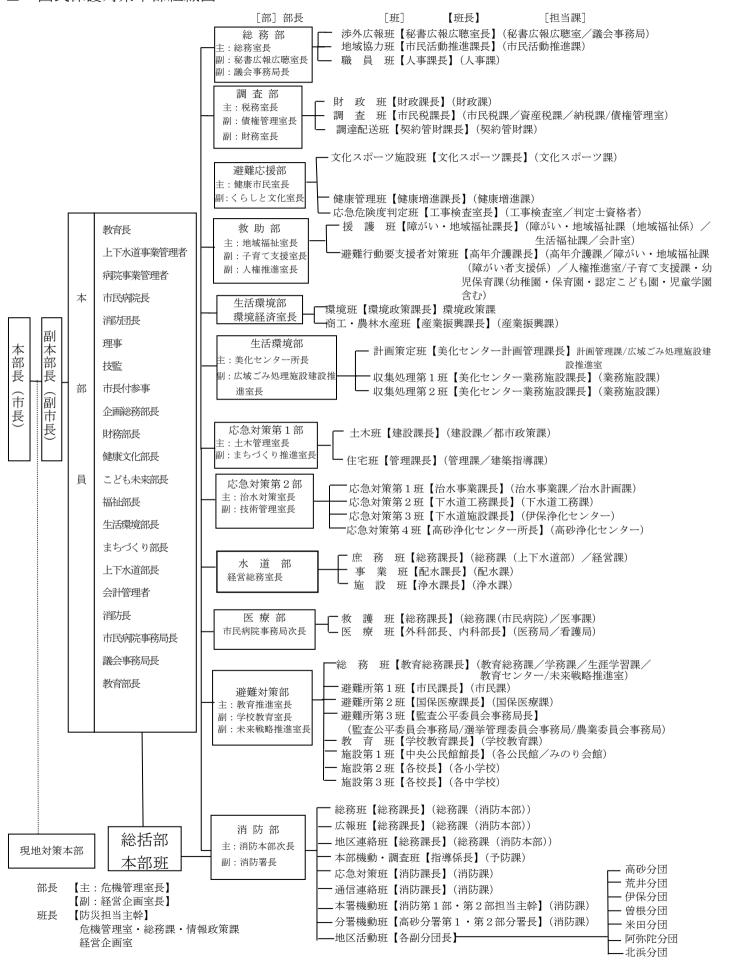
(5) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部班において措置を実施するもの とする(市対策本部には、各部班から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)。

■ 国民保護対策本部組織図



高砂市国民保護対策本部の組織及び分掌事務

別表第1

本部員

本部員となるべき 者の職 教育長 上下水道事業管理者 病院事業管理者 市民病院長 消防団長 理事 技監 市長付参事 企画総務部長 財務部長 健康文化部長 こども未来部長 福祉部長 生活環境部長 まちづくり部長 上下水道部長 会計管理者 消防長 市民病院事務局長 議会事務局長 教育部長

別表第2

部・班等の組織及び分堂事務

	圧等の組織人	ひ分学事務	
部	班	班 長	分 掌 事 務
総括部	本部班	防災担当主幹	1 市対策本部の設置・運営に関すること。 2 現地調整所及び現地対策本部の設置・運営に関すること。 3 住民及び関係機関からの情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐。 4 市対策本部長が決定した方針に基づく各部班に対する具体的な指示。 5 市が行う国民保護措置に関する調整及び総括。 6 避難実施要領の策定 7 市内における緊急避難の指示の通知及び警報の伝達等総合調整。 8 緊急避難に係る他市町村、県、国、消防、県警察、自衛隊との連絡調整。 9 退避の指示の通知・伝達等。 10 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 11 県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項。 12 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約、・被災情報・避難や救援の実施状況・災害への対応及び生活関連等施設の状況・安否情報等。 13 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録。 14 通言回線や通言機器の確保、 15 防災行政無線の使用・維持。 16 特殊標章等の交付に関すること。 17 特殊車両の通行許可に関すること。 18 武力攻撃災害に関すること。 20 東庁者の安全確保及び避難が真に関すること。 21 ホームページによる避難者及び安否情報の情報公開に関すること。 22 防災ネット「たかさご」による情報公開に関すること。 23 自主防災組織への連絡に関すること。
総務部	涉外広報班	広報担当主幹 市 民 活 動 推 進 課 長	24 市庁舎等の管理、運用、提供、補修等 1 被害状況の写真等による記録及び災害応急対策状況の記録に関すること。 2 被害状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること。 3 広聴活動に関すること。 4 住民及び関係機関への災害情報の伝達に関すること。 5 住民への避難が指示の伝達に関すること。 6 議会との連絡に関すること。 7 視察者その他見舞者の応接に関すること。 8 本部長及び閣本部長の秘書に関すること。 9 住民への避難者の情報公開及び安否情報に関すること。 10 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 1 避難住民の誘導に関すること。(伊保地区) 2 自治会組織への連絡に関すること。 3 外国人に対する避難誘導への協力、情報提供及び相談等保護体制に関すること。 4 海外からの応援協力等に関すること。(高砂コミュニティセンターについて) 1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。
			2 避難所の開設及び運営並びご避難者の世話等に関すること。 3 来館 (入場) 者等の安全対策及び避難誘導に関すること。 4 所管施設の対策及び復旧に関すること。 5 避難所の設営及び撤収に関すること。

部	班	班 長	分 掌 事 務	
総務部	地域協力班	市民活動推進課長	6 各施設における避難者の情報に関すること。 7 市対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 被災現地における災害情報収集及び伝達に関すること。 9 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。 10 ボランティアの宿泊に関すること。	
	職員班	人事課長	1 職員の動員及び各班の配置調整に関すること。 2 人員不足による労働者の確保に関すること。 3 他の公共団体等への応援要請及び応援職員の受入れに関すること。 4 他の公共団体等からの職員派遣要請に関すること。 5 職員の出勤状況の把握及び安否確認に関すること。 6 災害活動従事職員の被服及び食料並のに公務災害補償等に関すること。	
調査部	財政班	財政課長	1 遊難住民の誘導に関すること。(高砂・荒井地区) 2 国民保護措置関係予算の編成及び資金の調整に関すること。 3 応急救助に要する資金前渡に関すること。 4 国民保護措置関係予算の支払に関すること。	
	調査班	市民税課長	1 避難住民の誘導に関すること。(高砂・荒井地区) 2 住民及び一般家屋等の被害に対する必要な調査に関すること。 3 被災者に対する救援物資の配布に関すること。(調査時) 4 市税の減免等に関すること。	
	調輸已送班	契約管財課長	1 災害対策用物資(薬剤を除く。)の調達、検収等に関すること。 2 用地の確保、土地の使用・提供等。 3 応急公用負担に関すること。 4 市有財産(他の所管に属するものを除く。)の被害調査及び保険請求に関すること。 5 車両の管理及び配属に関すること。 6 災害対策用車両及び避難対策用車両の配置、借入れ、調整等に関すること。 7 応急食料の調塞に関すること。 8 避難者及び被災者に対する救援物資の配送に関すること。	
避難応援部	文化スポーツ施設班	文化スポーツ課長	8 避難者及び被決者に対する救援物資の過去に関すること。 1 避難者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。 2 避難所の構設及び運営並のご避難者の世話等に関すること。 3 来館(入場)者、在校者等の安全対策及び避難誘導に関すること。 4 所管施設の応急復旧に関すること。 5 避難所の設営及び撤収に関すること。 6 所管施設における避難者の情報及び安否情報に関すること。 7 市対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 遺体安置所の開設に関すること。	
	健康管理班	健東増進課長	1 避難住民の誘導に関すること。(米田地区) 2 感染症予防、病害虫駆除等に関すること。 3 感染症対策機器及び薬剤の調達 配分等に関すること。 4 食品衛生及び食中毒の予防に関すること。 5 精神医療及び健康対策の実施に関すること。 6 医師会及び保健所との連絡調整に関すること。 7 有害物質等の保安体制水質汚濁その他公害に係る調査及び防止対策に関すること。 8 現地救護班への応援に関すること。	

部	班	班 長	分掌事務			
	応急危険	工事検査室長	1 避難住民の誘導に関すること。 (米田地区)			
	度判定班		2 被災建築物応急危険度判定に関すること。			
			3 被災宅地危険度判定に関すること。			
			4 応急危険度判定士の派遣要請に関すること。			
救助部	援護 班	障がい・地域福	1 赤十字標章等の交付申請・使用状況の取りまとめ、回収等			
		祉課長	2 赤十字の活動支援及び状況報告			
			3 災害に係る弔慶金、見舞金、援護資金、各種支援費等の支給に関すること。			
			4 救援物資及び義援金の募集・収受又は配分に関すること。			
			5 災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。			
	避難行動要支	高年介護課長	1 避難行動要支者の避難誘導及び収容方法に関すること。			
	援者対策班		2 避難行動要支者の把握に関すること。			
			3 保育所園児の避難及び応急保育に関すること。			
			4 応急食料の炊き出しの実施に関すること。			
			5 避難行動要支者等に対する救援物資の配布に関すること。			
			6 現地救護班への応援に関すること。			
AL YET YERLINGSTON	rmlázrir	7PU-55-12-55-PF	7 保育施設の保健衛生に関すること。			
生活環境部	環境班	環境政策課長	1 避難住民の誘導に関すること。(伊保地区)			
			2 死体の収容及び処置、埋火葬等に関すること。			
	商工・農林	産業振興課長	3 所管施設の対策及び復旧に関すること。 1 避難住民の誘導に関すること。(伊保地区)			
	水産班	生未派兴休区	2 災害時における日用品、建築資材等の物価安定及び商工業者等との連絡調整に関すること。			
	小至近		2 次音がによりる4万円に、産業員や等々の画女足及しお上来有等との理解の最近対象の対策及び復日に関すること。			
			4 農林水産業関係の被害調査・対策に関すること。			
			5 被災者の雇用の促進要請に関すること。			
			5 農業用施設の対策又は応急復旧に関すること。			
			6 農林水産施設及び山地の対策又は応急復旧に関すること。			
			7 農林水産資材のあっせん及び供与に関すること。			
			8 農道の状況確認・確保・情報提供。			
			9 漁港などの状況確認・確保・情報提供等に関すること。			
			(生石研修センター及び高砂市文化会館について)			
			1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。			
			2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。			
			3 来館(入場)者等の安全対策及び避難誘導に関すること。			
			4 所管施設の対策及び復旧に関すること。			
			5 避難所の設営及び撤収に関すること。			
			6 各施設における避難者の情報に関すること。			
			7 市対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。			
			8 被災現地における災害情報収集及び伝達に関すること。			
			9 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。			
	計画策定班	計画管理課長	10 ボランティアの宿泊に関すること。 1 避難住民の誘導に関すること。(伊保地区)			
	収集処理	美化センター	1 正分及びがいきの収集並びに処理計画の策定、実施等に関すること。			
	第1班	実化センター 業務施設課長	1 こが及びがれるの収集业のに処理計画の東定、夫地等に関すること。 2 所管施設の対策及び復旧に関すること。			
	収集処理 第25世	美化センター	1 し尿の収集並びに処理計画の策定、実施等に関すること。			
	第2班	業務施設課長	2 応急仮設トイレに関すること。 3 所管施設の対策及び復旧に関すること。			
	土木班	建設課長	1 避難住民の誘導に関すること。(中筋地区・阿弥陀地区)			
第1部	17/14/1	~CHAHALA	2 道路、橋梁等の状況確認・確保・情報提供及び応急復用に関すること。			
N4 ± H1			3 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通対策に関すること。			
			4 がけ地、急傾斜地等の対策及び応急復旧に関すること。			
			5 市街地等の状況把握、対策			
			6 土木資機材等の手配。			
			7 ライフライン(電気、ガス、電話)の確保に関する連絡調整。			
			8 公園、緑地等の災害対策及び復旧に関すること。			
			9 公園、緑地等の被害状況調査に関すること。			
			10 調査部調査班への応援に関すること。			

部	班	班長	分 掌 事 務
応急対策	住宅班	管理課長	1 避難住民の誘導に関すること。(中筋地区・阿弥陀地区)
第1部			2 応急仮設住宅等の手配及び建設に関すること。
211			3 応急仮設住宅等の入居者の決定に関すること。
			4 市有建物の被害調査、対策及び復旧に関すること。
			5 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達に関すること。
			6 被災者住宅の再建支援に関すること。
			7 建築の制限、緩和等
			8 調査部調査班への応援に関すること。
応急対策	応急対策	治水事業課長	1 避難住民の誘導に関すること。(曽根地区)
第2部	第1班		2 河川、海岸施設等の状況把握、対策
			3 ため池及び農業用施設の対策又は応急復旧に関すること。
			4 河川・海岸漂流物等に関する情報収集・保管・対処等に関すること。 5 土木資機材等の手配。
			6 調査部調査班への応援に関すること。
		下水道	1 避難住民の誘導に関すること。(曽根地区)
	第2班	工務課長	2 下水道の応急復旧に関すること。
	77.2 31.	±1// IN X	3 下水道施設の対策及び応急復旧に関すること。
		下水道	1 避難住民の誘導に関すること。(曽根地区)
	第3班	施設課長	2 下水道施設の対策及び応急復旧に関すること。
	応急対策	高砂浄化セン	1 避難住民の誘導に関すること。(曽根地区)
	第4班	ター所長	2 下水道施設の対策及び応急復旧に関すること。
水道部	庶 務 班	総務課長	1 避難住民の誘導に関すること。(北浜地区)
		(上下水道部)	2 諸資材の調達に関すること。
			3 施設の被害状況調査の取りまとめに関すること。
	事業班	配水課長	1 避難住民の誘導に関すること。(北浜地区)
			2 送配水管の応急復旧に関すること。
			3 給水広報及び応急給水に関すること。
	施設班	浄水課長	ライフライン(上水道)の確保に関すること。
医療部	救 護 班	総務課長	1 傷病者の収容及び医事手続に関すること。
		(市民病院)	2 応急治療所の設営に関すること。
			3 医薬品、衛生材料等の調達、配分等に関すること。
			4 他の医療機関との連絡調整に関すること。
	医療 班	外科部長	1 傷病者の措置に関すること。
		内 科 部 長	2 救護所等における応急措置に関すること。
			3 被災地、避難所等の感染症対策指導に関すること。
避難対策部	総務班	数字公数细 E.	4 死体の検案に関すること。 1 市立学校への警報等の伝達
胜無 刈 界司	松 伤 斑	教育総務課長 (教育部)	1 市立学校への警報等の伝達 2 避難者に対する救援物資の配布に関すること。
		(4X El Dh)	3 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等の協力及び応援に関すること。
			4 在園者、在校者、来館(入場)者等の安全対策及び避難誘導に関すること。
			5 所管施設の応急復旧に関すること。
			6 学校施設の保健衛生に関すること。
			7 避難所の設営及び撤収に関すること。
			8 教育施設及び文教施設の被害状況及び災害対策状況の収集、報告等に関すること。
			9 学校及び幼稚園の管理者に対する連絡又は指示に関すること。
			10 武力攻撃災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること。
			11 応急食料の炊き出しの実施に関すること。
	>nt. 200 → : :		12 班所管施設における避難者の情報及び安否情報に関すること。
	避難所応		1 避難住民の誘導に関すること。(米田地区)
	援	市民課長	2 被災者に対する救援物資の配布、配送に関すること。
	第1班	国保医療課長	3 避難所の管理運営に関すること。
	第2班 第3班	監査公平委員	4 避難者の世話及び調査に関すること。 5 被災者の生活援護に関すること。
	(おり) サンドラ () カンドラ	会事務局長	6
			り 所官他放にわける避難有の情報に関すること。 7 安否情報の収集及び提供に関すること。
			8 戸籍等の保護に関すること。
			7 45 4 France 1947 W = 40

沿	班	班 長	分 掌 事 務			
避難対策部	教育班	学校教育課長	1 児童及び生徒等の応急教育施設及び教育の確保に関すること。			
			2 児童及び生徒等の避難救助に関すること。			
			3 被災児童及び生徒の学用品、教材、教科書等の給付に関すること。			
			4 来館(入場)者等の安全対策及び避難誘導に関すること。			
			5 所管施設の応急復旧に関すること。 C 女化財の日港 移転筒の広急製管の実体及び地域投資の調本提供に関すること。			
			6 文化財の保護・移転等の応急対策の実施及び被害状況の調査報告に関すること。 7 来館(宿泊)者等の安全対策及び避難所までの誘導に関すること。			
			8 所管施設の応急復旧に関すること。			
	施設第1班	中央公民館	1 被災者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。			
)EIX 37 1 31	館長	2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。			
		AHA	3 来館(入場)者等の安全対策及び避難誘導に関すること。			
			4 所管施設の対策及び復旧に関すること。			
			5 避難所の設営及び撤収に関すること。			
			6 各施設における避難者の情報に関すること。			
			7 市対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。			
			8 被災現地における災害情報収集及び伝達に関すること。			
			9 被災現地における災害に対する市民への広報活動に関すること。			
	施設第2班	各小学校長	1 避難者に対する救援物資の要請及び配布に関すること。			
			2 避難所の開設及び運営並びに避難者の世話等に関すること。			
	施設第3班	各中学校長	3 来館(入場)者、在校者等の安全対策及び避難誘導に関すること。			
			4 所管施設の応急復旧に関すること。			
			5 避難所の設営及び撤収に関すること。			
			6 所管施設における避難者の情報及び安否情報に関すること。			
	(n) 	(n) the mark	7 市対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。			
消防部	総務班	総務課長	1 職員の非常招集に関すること。			
		(消防本部)	2 職員の出勤状況及び安否確認に関すること。			
			3 庁舎の管理、運用及び補修等に関すること。			
			4 応急食料等の調達に関すること。			
			5 特殊標章等の交付に関すること。 6 他班に属しないこと。			
		総務課長	1 警報、避難の指示及び住民への伝達に関すること。			
	/23 +1X-91	₩04分1/K IX	2 宣伝、掲示に関すること。			
			3 被災状況の報告に関すること。			
			4 危険物製造所等の禁止・制限に関すること。			
	地区連絡班	総務課長	1 地区活動班への連絡及び調整に関すること。			
		1-040114				
	応急対策班	消防課長	1 警戒本部設置に関すること。			
			2 近接消防への応援等要請に関すること。			
			3 資機材の調達に関すること。			
			4 市対策本部との調整に関すること。			
			5 関係機関との通報連絡及び調整に関すること。			
			6 災害状況報告の整理及び記録に関すること。			
	通信連絡班	消防課長	1 情報の収集及び通報に関すること。			
	La derr Lilli and seden	2014 174- 1775- 4	2 災害状況報告の整理に関すること。			
	本部機動班	消防第1・2	1 武力攻撃災害への対処に関すること。(救急・救助を含む。)			
	分署機動班	担当主幹	2 退避の指示、警戒区域の設定に必要な措置に関すること。			
		分署第1・2	3 住民の避難誘導に関すること。			
	サロ 江野 rir	分署長	4 消火活動に関すること。			
	地区活動班	各分団長	1 地域住民への連絡及び調整に関すること。			
			2 避難住民の誘導及び広報活動に関すること。			

(6) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、事前に定めた緊急連絡網により、電話・メール等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。今後一斉参集システム等の導入を検討する。

※ 一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員 (携帯電話等) に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

① 動員の方法

職員の動員の方法は、総括部本部班より各本部員に連絡し、以後各部長は各部の連絡網により班長及び班員に伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

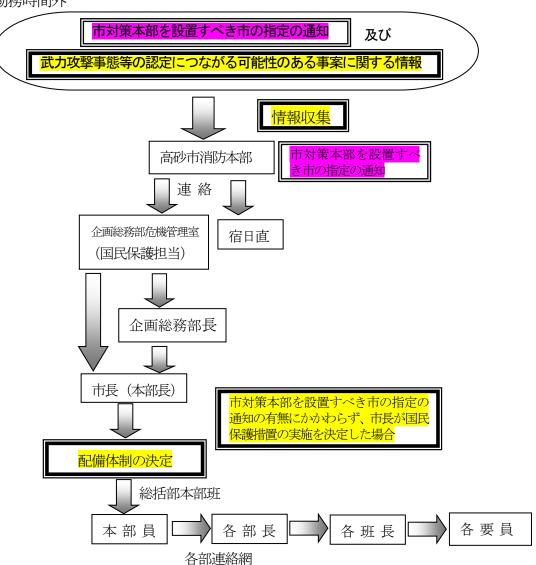
ア勤務時間内

庁内放送、電話、口答その他の方法により各部員に対し、正確かつ迅速に行うものとする。

勤務時間内 市対策本部を設置すべき市の指定の通知 及び 武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報 情報収集 企画総務部長 市対策本部を設置すべ (総括部本部班) き市の指定の通知 市長 (本部長) 市対策本部を設置すべき市の指定の 通知の有無にかかわらず、市長が国民 保護措置の実施を決定した場合 配備体制の決定 総括部本部班 本部員へ連絡 各部長へ連絡 各班長 各要員

イ 勤務時間外(休祝日、夜間等) 連絡及び招集の方法は、電話、メール等のうち、最も速やかに行われる方法による。

■ 勤務時間外



* 配備の報告

各部長は、配備指令に基づいて職員を配置したときは、動員状況及び活動状況について、その都度速やかに総括部本部班に報告するものとする。

(7) 職員の服務基準

① 職員の配置

各部長は、各配備体制の指示を受けた時は、直ちに災害の状況に応じて、次の措置を講じるものとする。

- ア 所属職員の把握
- イ 高次配備体制の指示に応じるための必要な事前措置
- ② 職員の服務

全職員は、各配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

- ア 勤務時間内における遵守事項
 - a 配備についていない場合も常に武力攻撃災害に関する情報、部長・班長等からの指示に注意すること。
 - b 不急な行事・会議等を中止し、出張は中止すること。
 - c 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで待機すること。
 - d 勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにしておくこと。
 - e 武力攻撃災害の現場に出動した時は、指定腕章を着用し、また自動車には標識及び標章を使用すること。
 - f 国民保護対策本部及び緊急事態警戒本部設置における配備体制がとられたときは、所属 長が異なる場合があるので、通常所属課の長の指示を受けた後、班長の配下に入ること。
 - g 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言は特に細心の注意を払うこと。
- イ 勤務時間外における遵守事項
 - a 職員は、事前に定められた配備体制、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
 - b 職員は、武力攻撃事態等が発生したときは、ラジオ・テレビの視聴等により、自ら工夫 して武力攻撃災害の状況、配備体制を知るよう努めること。
 - c 武力攻撃事態等が発生し、配備指令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につく こと。

(参集経路は普段から検討し、訓練時等に確認しておくこと)

- d 配備指令を受けた職員は、交通機関が遮断されている場合にあっては、単車、自転車、 徒歩など、可能な限りの方法をもって参集し、配備につくこと。
- e 武力攻撃災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市民サービスコーナーに参集し、所属長に連絡をとり、指示を受けること。ただし、連絡が取れない場合は、各施設の責任者の指示に基づき、国民保護措置に従事すること。
- f 武力攻撃災害のために緊急に登庁する際の服装及び携行品は、特に指示があった場合を 除き、防災服又は作業服(応急活動に便利で安全な服装)、安全靴、飲料水、食料3日分、 ヘルメット、軍手を用意すること。
- g 参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は県警察に 通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。
- h 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他武力攻撃災害情報の把握に努め、参 集後直ちに所属責任者に報告すること。所属長は総括部本部班にただちに報告すること。
- ウ 動員対象から除外する職員

次に揚げるいずれかに該当する者は、武力攻撃事態発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長へ連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- a 職員自身が、武力攻撃事態発生時に療養中又は武力攻撃災害の発生により傷病の程度が 重症である場合
- b 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- c 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼する恐れがある場合
- d 自宅又は親族の居住する住宅が半壊相当以上の被害を受け、当該職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
- e 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、 その者の最低限の生活が維持できない場合
- f 自宅付近において、救出救助要請があった場合

(8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(1) 交代要員の確保その他職員の配置

ア配備体制別人員

市対策本部及び緊急事態警戒本部における配備体制別人員について定めておくこととし、各班長は、これに基づき、あらかじめ所属職員の職・氏名を決定し、要員配置報告書(様式)により、各部長を経由して総括部本部班へ報告するものとする。

なお、各部における配備体制別人員は、別表に掲げる人員にかかわらず、必要に応じて部 所属総人員の枠内で部長が適宜増減できるものとし、この場合は速やかに総括部本部班に連 絡するものとする。

イ 配備人員不足の場合の措置

- 1 各班の人員のみで国民保護措置を行うには不足である場合については、部内の国民保護措置に従事していない班から応援を求める。
- 2 部単位で不足する場合は、総括部本部班(総務部職員班)を通じて国民保護措置に従事していない他の部に応援を求める。
- 3 本部の人員全員をもってなお不足する場合は、次のいずれかの方法による。

方 法	所 管 部
他の公共団体へ応援を要請する場合	総務部職員班
自衛隊の派遣要請を要求する場合	総括部本部班
民間団体の協力を求める場合	総括部本部班及び各部
民間業者に委託する場合	各 部
労働者の雇用を行う場合	総務部職員班

② 食料、燃料等の備蓄

地域防災計画で定められた、備蓄計画により、食料、燃料等を確保する。

③ 自家発電設備及び仮眠設備の確保

防災用に設置(確保)された自家発電設備を利用すると伴に、仮眠室として南庁舎5階和室を確保する。

(9) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供及び行政相談を行うものとする。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、企画総 務部長を広報責任者とし、広報の一元化を図る。

② 広報手段

広報誌、テレビ・CATV・ラジオ放送、記者会見、防災行政無線、インターネットホームページ、防災ネットたかさご、広報車等様々な広報手段を活用するほか、消防団、自治会、自主防災組織等の協力による情報の伝達、避難所への情報提供など住民等に迅速に情報提供を実施する。

また、市役所などに相談窓口を設置し、広報と一元的に対応する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機 を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等 に応じて、市長自ら記者会見を行うよう努める。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

④ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

名 称	連絡先
NHK姫路放送局	079 - 225 - 1904
㈱サンテレビジョン	078-303-3130
BAN-BANネットワークス㈱	079-421-3736
㈱ラジオ関西	078-362-7373
神戸新聞社東播支社	079-422-2073
朝日新聞社加古川支局	079 - 422 - 2045
毎日新聞社加古川通信部	079-424-3751
読売新聞社加古川通信部	079-423-1213
サンケイ新聞社加古川通信部	079-422-3345

*その他の報道機関

NHK神戸放送局・朝日放送㈱・㈱毎日放送・関西テレビ放送㈱・讀賣テレビ放送㈱・大阪放送㈱・兵庫エフエム放送㈱

⑤ 相談窓口

市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、または各種の行政相談、要望、 苦情等に対応するため、渉外広報班は、他の班と連携して市役所・公民館等に相 談窓口を設置する。

(10) 市現地対策本部の設置

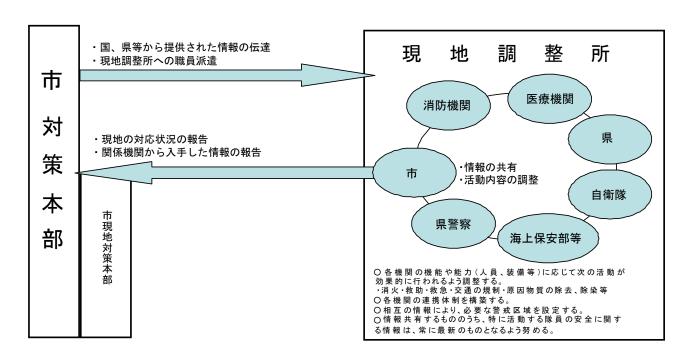
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(11) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部(東播磨海上保安署、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成例】



※【現地調整所について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の 範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能と するために設置するものである(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に 基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように 現地調整所で調整を行うことが考えられる。)。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かす。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。)。
 - (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、 意見交換を行う。

(12) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整 市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため 必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行 う。
- ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

- ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め 市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、 市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。
- ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(13) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。 また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

- ① 無線機器の管理
 - ア 携帯・可搬用無線機(電話)の集結 すべての携帯・可搬用無線機(電話)は、対策本部に一旦集結させる。
 - イ 携帯・可搬用無線機(電話)の搬出 集結した携帯・可搬用無線機(電話)の搬出・使用は、総括部本部班(本 部班長)が指示する。
- ② 通信の統制

携帯・可搬用無線機(電話)からの通話は、すべて本部に対して行うものとする。

- ③ 通信統制の原則
 - ア 重要通信優先の原則(救助、避難指示等重要性の高い通信を優先)
 - イ 統制者の許可の原則(通信に際しては、統制者の許可を得る)
 - ウ 子局間通信の禁止の原則(子局間通信の必要があるときは、統制者の許可 を得る)

- エ 簡潔通話の実施の原則
- オ 専任通信担当者の設置

(4) 情報通信機器等の運用

市は、武力攻撃事態等における、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、また、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合に、第2編「平素からの備えや予防」第1章「組織・体制の整備」第4「通信の確保」で定めた、全国瞬時警報システム(Jアラート)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)、兵庫衛星通信ネットワーク、高砂市防災行政無線等(移動系固定系)の通信回線、無線系通信、通信事業者回線等を、活用し情報通信を確保する。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

	市	県民局	県	消防庁
国民保護対策本部等 設置 時	市対策本部、緊急 事態警戒本部 : 総括部本部班 TEL 442-2101 (直通) 443-9008 FAX 442-9577	県対策本部 東播磨地方本部 421-1101 (NTT 代表) (衛星通信) 7-15187-172-511, 512 424-6616 (NTTFAX)	県対策本部、危機管理連絡会議、危機管理対策本部 078-341-7711 (NTT 代表) 078-362-9900 (直通) (衛星通信) 7-151-5331, 5332 078-362-9911 (NTTFAX) 078-362-9912 (NTTFAX))	【NTT 回線】 (TEL) 03-5574-0119 (FAX) 03-5574-0190 【消防防災無線】 6060、6069 【地域衛星通信 ネットワーク】
国民保護対策本部等未設置時	企画総務部 危機管理室 同 上	東播磨県民局総務 企画室 総務防災課企画防 災担当 421-9260(直通) 非常時の連絡 090-1073-3345 7-15187-172-511, 512 (衛星通信) 424-6616(NTTFAX)	企画県民部災害対策局 災害対策課 078-341-7711 (NTT 代表) 078-362-9988 (直通) 7-151-3140 (衛星通信) 078-362-9911 (NTTFAX) 078-362-9912 (NTTFAX)	TN-048-500-6060 (FAX) TN-048-500-6069
兵庫衛星 FAX	216-61	7-15187-172-630	7-151-6380, 6381	

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要が

あると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、 その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、 市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため 特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政 機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関への措置要請

① 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置 の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に 照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

ア 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関して地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

イ 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

ウ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

② 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に 基づき、関係機関に対し協力を要請する。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊

にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡することができる。この場合において、市長は、知事に対して、できるだけ速やかに、当該連絡をした旨を通知する。

要請を行う場合は、次の事項を明らかにする。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- 避難住民の誘導
 - (誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
- 避難住民等の救援
 - (食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- ・ 武力攻撃災害への対処
 - (被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧 (危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

〔連絡先〕

	·	電 話 番 号			
	区 分				
		勤務時間内	勤務時間外		
	(災害対策本部設置時)	078-341-7711 (NTT 代表)			
	災害対策本部事務局	078-362-9900(直通)			
		7-151-5331, 5332(衛星通信	言)		
		7-151-6380, 6381(衛星 FA	X)		
		078-362-9911 (NTTFAX)			
県		078-362-9912 (NTTFAX)			
宗	(災害対策本部未設置時)	078-341-7711(NTT 代表)			
	災害対策課	078-362-9988(直通)			
		7-151-3140(衛星通信)			
		7-151-6380, 6381(衛星 FAX)			
		078-362-9911 (NTTFAX)			
		078-362-9912 (NTTFAX)			
	陸上自衛隊第3特科隊	$(079) - 222 - 4001 \sim 2$	$(079) - 222 - 4001 \sim 2$		
自		内線 235 ~238	内線 302(当直司令)		
		FAX (079)-222-4001	FAX (079)-222-4001		
隊	海上自衛隊阪神基地隊	(078) -441-1001	(078) -441-1001		
P/A		内線 231			
		FAX (078)-431-1196	FAX (078)-431-1196		

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊

密な意思疎通を図る。

③ 留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する 侵略を排除するための活動を行うものであるが、その活動に支障の生じない範囲 で国民保護措置を可能な限り実施するものであるという点に留意する必要がある。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。第2編「平素からの備えや予防」第1章「組織・体制の整備」第2「関係機関との連携体制の整備」で定めた連携を行うため、防災のための相互応援協定等を国民保護措置に関して適用できるよう、関係団体と協議する。

(2) 市長の事務の代行

- ① 知事は、市町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施することとされている。
- ② 知事は、市長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、 その旨を公示することとされている。
- ③ 知事は、市長の事務を代行した場合において、当該市町がその大部分の事務を行うことができることになったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市長に引き継ぐ。この場合において、知事は、事務の代行を終了した旨及び代行した国民保護措置を当該市町長に通知することとされている。

(3) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、 応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(4) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に 委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託 を行う。
 - 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

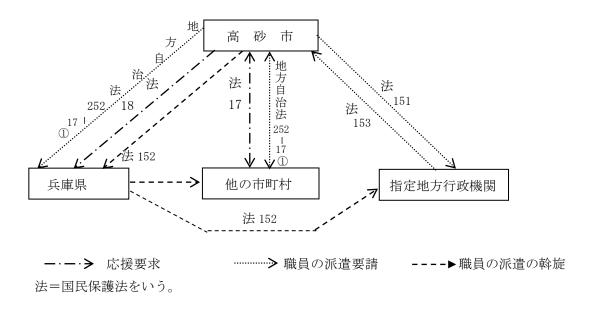
(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

法律に基づく応援協力の要請系統



| 7 ボランティア団体等に対する支援等|

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

(3) ボランティア活動への支援等

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

(4) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れ を希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体 制の整備等を図る。

8 住民等への協力要請

(1) 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された住民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

(2) 企業・団体への協力要請

市は、国民保護措置の実施のために必要があると認める場合には、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。

(3) 住民及び自主防災組織等各種団体に期待する協力

第2編「平素からの備えや予防」第1章「組織・体制の整備」第3「国民に期待される取組等」で定めた取組による他、下記等の協力を要請するものとする。

【住民の協力の例】

- ① 避難住民の誘導
 - ア 市職員と一体となった避難住民の先導
 - イ 移動中における食料等の配給
 - ウ 高齢者、障がい者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助
 - エ 家庭や学校、事業所等における安否確認
- ② 避難住民等の救援
 - ア 炊き出しの実施
 - イ 食料、飲料水等の配布
 - ウ 生活必需品等の救援物資の整理
 - エ 避難所名簿の作成等の避難所運営の補助
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - ア 消火のための水の運搬
 - イ 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
 - ウ 被災者の救助のための資機材の提供
- ④ 保健衛生の確保
 - ア 健康診断の実施
 - イ 感染症の動向調査の実施
 - ウ 水道水の検査の実施
 - エ 防疫活動の実施
 - ・感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助
 - ・臨時の予防接種のための会場設営等
 - ・防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や市が作成したパンフレットの 配布
 - オ 被災者の健康維持活動の実施
 - ・衛生指導等の保健指導のために市や県が作成したパンフレットの配布
 - 健康食品等の保健資材の配布

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

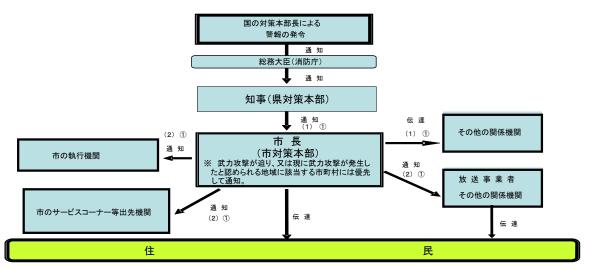
(1) 警報の内容の伝達

① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民に警報の内容を伝達する。 また関係のある公私の団体(連合自治会、社会福祉協議会、漁業協同組合、商工会議所、病院、私立学校など)には、優先して警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関(教育委員会、市立病院、市立保育園・幼稚園・小中学校など)及びその他の関係機関(BAN-BANネットワークス㈱、消防団、自主防災組織、(社)高砂市医師会など)に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http://www.city.takasago.jp/) 及び「防災ネットたかさご」に警報の内容を掲載する。
- ※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。

市長から関係機関への警報の通知・伝達



- ※ 市長は、ホームページ(http://www.city.takasago.jp/) 及び「防災ネットたかさご」に警報の内容を掲載
- ※ 警報の伝達に当たっては、高砂市防災行政無線のほか拡声器(広報車)を活用することなどにより行う。

【市による警報の通知先】

各部局管理課 → 各課室 → 各出先機関
 国民保護担当課 ※1 (高砂市医師会、自主防災組織含む)
 (総括部本部班) ※2 放送事業者 → 災害対策担当

消防本部 —— 消防団等各関係機関

- ※1 勤務時間外は消防本部又宿直室から国民保護担当職員に連絡し、職員参集の動員方法に従い通知する。緊急時等は、放送事業者等に消防本部から通知する。
- ※2 時間内においては、本部員から各部局に通知し、緊急時は庁内放送及び電話・ 庁内メール等により通知する。
- ※3 自主防災組織においては、協力を得る必要がある組織に通知する。

【警報に定める事項】

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 (地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。)
- ③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

2 警報の内容の伝達方法

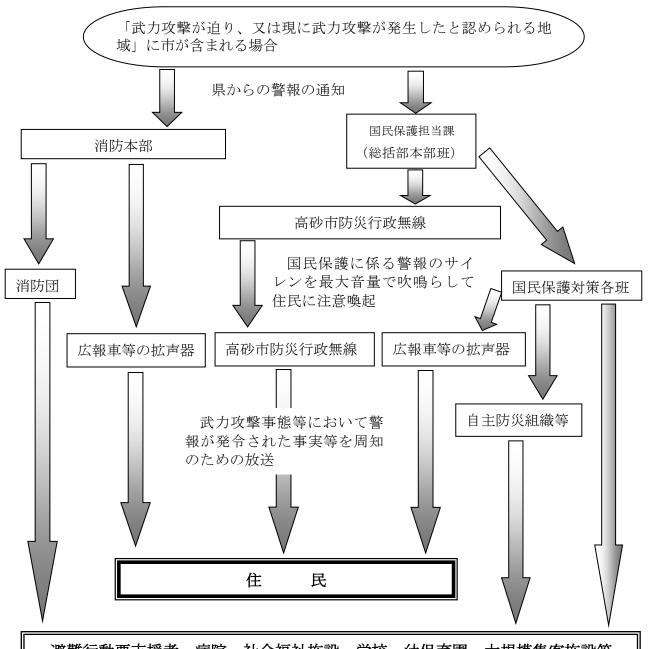
- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、高砂市防災行政無線等の現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合この場合においては、原則として、高砂市防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を高砂市防災行政無線及び広報車の拡声器、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などにより周知する。
 - ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
 - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、高砂市防災行政無線 やホームページ及び「防災ネットたかさご」への掲載をはじめとする手段により、 周知を図る。
 - イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等によ る伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、 自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれ の特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

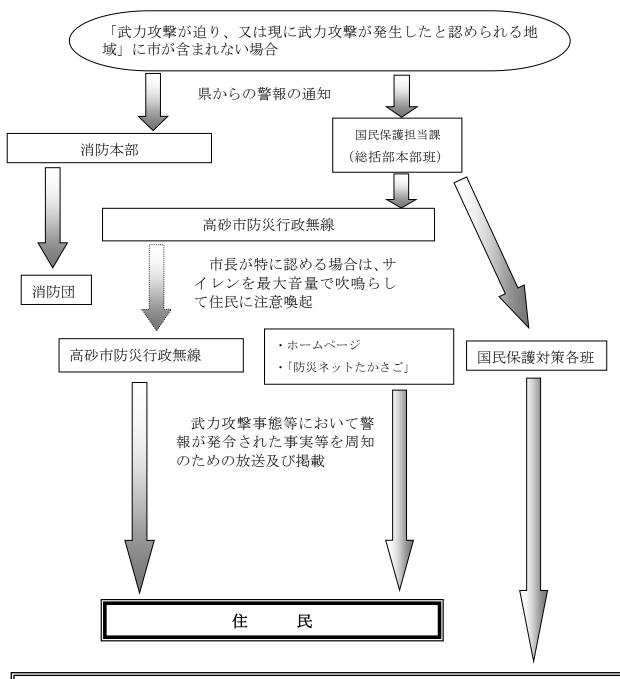
また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を 活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を 図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、本部班・避難行動要支援護者対策班・地域協力班との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
 - ① 市は、聴覚障がい者に対しては目に見える情報を、視覚障がい者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努めるものとする。
 - ② 市は、病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障がい者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努めるものとする。
 - ③ 市は、自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障がい者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努めるものとする。
 - ④ 市は、日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や「防災ネットたかさご」の多言語配信や、多言語放送を行うコミュニティ FMやFM放送の協力を得て、多言語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びNGO等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努めるものとする。
- (4) 市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮するものとする。
- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。 (その他は警報の発令の場合と同様とする。)



避難行動要支援者・病院・社会福祉施設・学校・幼保育園・大規模集客施設等

- * 市対策本部組織の各班においては、本部等の指示が無い場合でも、サイレン音を 確認した後、速やかに初動体制に入り、定められた活動を行うこととする。
- * 各班は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用 した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう協力する。
- * 消防団及び自主防災組織や自治会等は、避難行動要支援者等への個別の伝達を行 う。
- * 避難行動要支援者対策班は、避難支援プランを早期に作成し、避難行動要支援者 に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- * 地域協力班は、自治会等への協力を要請するほか、外国人団体及びNGO等の関 係団体に対して情報を提供する。



自主防災組織等・避難行動要支援者・病院・社会福祉施設・学校・幼保育園・大規 模集客施設等

* 特に必要な場合は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合の伝達方法で、定めた方法により伝達する。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、 被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- ※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。

市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達 国の対策本部長による 避難措置の指示の発令 避難措置の指示 総務大臣(消防庁) 知事(県対策本部) 避難の指示 避難実施要領作成 市 長 (市対策本部) ※武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生 通 知 市の執行機関 伝 達 したと認められる地域に該当する市町村には優 その他の関係機関 先して通知。 市のサービスコーナー等出先機関 放送事業者 その他の関係機関 伝 達 民 仹

※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

(1) 避難措置の指示

- ① 知事は、総務大臣(消防庁)を通じて国対策本部長による避難措置の指示を受けては通知を受けた場合には、直ちに、市町長、県の執行機関、指定地方公共機関、県の関係地方機関その他の関係機関に通知する。
- ② この場合において、市が要避難地域又は避難先地域に該当する場合は、知事から、特に優先して通知され、受信報告を県に行う。

(2) 避難の指示

【避難の指示の内容】

- ① 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
- ② 住民の避難先となる地域(避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。)
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ④ 主要な避難の経路
- ⑤ 避難のための交通手段
- ⑥ その他避難の方法

① 要避難地域の指示

市長は、知事から避難の指示を受けたときは、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難の指示を伝達する。

② 市長は、知事から要避難地域に該当し、避難の指示の通知を受けたときは、その内容を、警報の伝達方法に準じて、住民及び関係ある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するよう努めるとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請するものとする。

③ 避難先地域の指示

市長及び避難施設の管理者は、知事から避難先地域に該当し、避難の指示の通知を受けたときは、、受入れのための体制を早急に整備する。また、市は、県と協力して避難施設の管理者に、当該施設の開放等を行うことを求める。

④ その他の関係機関への通知

知事は、避難の指示をしたときに当市が要避難地域及び避難先地域以外であっても、直ちに、その内容を市長に通知することとされている。

(3) 放送事業者による避難の指示の放送

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、避難の指示の通知を受けたときは、避難の指示の内容を速やかに放送するものとされている。

また、その他の機関である、BAN-BANネットワークス㈱は、市長から避難の指示の通知を受けたときは、避難の指示の内容を速やかに放送するものとする。

なお、放送の方法については、避難の指示の内容を損なわない範囲内で、放送事業者の自主的な判断にゆだねられている。

(4) 避難の指示の際の調整

市は、要避難地域の指定があった場合、県に所在する要避難住民数の報告をする。 市は、当該要避難住民に関して、世帯別、事業所別等の内訳、高齢者、障がい者等 の数についても把握するよう努める。また、避難先地域の指定があった場合、県に 当該避難施設の使用の可否等を報告する。

(5) 自家用車等の使用の制限

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、 原則として、自家用車等の使用を制限する。

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難を円滑に実施するため、特に必要があると認める場合には、知事は、避難の指示を行うに当たり、 県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。

避難の指示 (一例)

兵庫県知事

○ 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に 避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
 - (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を 開始すること(○○時間を目途に避難を完了)。
 - ・ 交通手段及び避難経路
 - 国道○○号によりバス(○○会社、○○台確保の予定)
 - ○○駅より○○鉄道(○○行 ○○両編成、○便予定)
 - ※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制(一般車両の通行禁止)
 - ※ 細部については、A市の避難実施要領による。
 - ※ A市職員の誘導に従って避難する。
 - (2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を 開始すること(○○時間を目途に避難を完了)。
 - ・交通手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。

- · · · 以下略 · · ·
- ※ 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて 避難の指示を行う。
 - (例)・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
 - ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と 判断される場合
- ※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、 必要な範囲でその内容を記載。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、 避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項
- ① 市長は、避難実施要領の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、 地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウー時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名 を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

工 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り 具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防 団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

- ケ 要避難地域における残留者の確認 要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
- コ 避難誘導中の食料等の支援 避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供で きるよう、それら支援内容を記載する。
- サ 避難住民の携行品、服装 避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装につい て記載する。
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。
- ② 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
 - 避難美施要領の東走に除しては、シア ア 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、避難行動要支援者対策班の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選 定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

避難実施要領 (一例)

兵庫県A市長 〇月〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段(バス・鉄道・船舶・その他)
 - バスの場合

A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、 ○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、 B市立B1高校体育館に避難する。

・鉄道の場合

A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

・船舶の場合

A市1地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、 ○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

····以下略···

(2) A市A 2地区の住民は、B市B 2地区にあるB市立B 2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

· · · · 以下略 · · ·

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- 避難誘導要員
- 市対策本部要員
- 現地連絡要員
- 避難所運営要員
- · 水、食料等支援要員 等
- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、 自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避 難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、 必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。 A市対策本部 担当 △山○男

TEL XXX-XXX (内線 XXXX)

 $FAX \quad \times \times \times - \times \times \times \times \times$

····以下略···

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

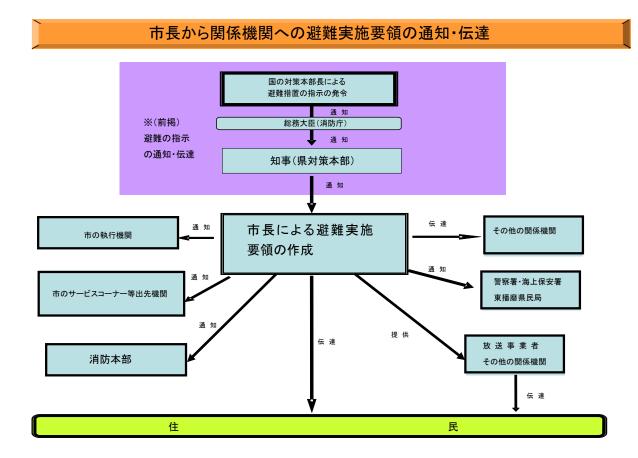
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(2) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊兵庫地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。また、管轄する県地方対策本部長(県民局長)にも、併せて通知するものとする。

さらに、市長は、放送事業者及びその他の関係機関に対して、避難実施要領の内容を提供する。



(3) 避難実施要領のパターン(避難マニュアル)の策定

避難の類型(屋内・市内・県内他市町・県外)及び各種攻撃のパターン(弾道ミサイル・ゲリラ・特殊部隊・着上陸侵攻・航空・原子力・NBC等)を想定して事前に、この計画書とは、別に策定する。

|3 避難住民の誘導|

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難住民を誘導するときは、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮し、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服(作業服)、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等(海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署の長をいう。以下同じ。)又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、 市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報 共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、 医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に 提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等と ともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者対策班は、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする(「避難支援プラン」を早急に策定し、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える。)。

市は、自ら管理する病院、老人福祉施設、障がい者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努めるものとする。

(また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、国(環境省、農林水産省が示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、関係を図りながら以下の事項等について、可能な範囲で、所要の処置の実施に努める。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ア 市は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避 難住民への周知並びに避難誘導を図る。
- イ 市は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。
- ウ 市は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、 迅速な救援活動等を行う。
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
- ア 市は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養 又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容 を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。
- イ 市は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を 図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭 動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援すると ともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

また、県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合等において、避難先都道府県 との調整のためや、特に必要とするときは、避難住民の誘導の補助として、現地に 県職員の派遣要請を行う。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、 当該指定公共機関及び指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するため に必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保 に十分に配慮する。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の

対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知

- ① 原則として、市の区域を越える運送の場合は、県が運送事業者である指定公共 機関等に対して運送を求め、市の区域内の運送の場合は、市から運送を求めるも のとする。
- ② 運送事業者である指定公共機関等は、知事又は市長から避難住民の運送の求め があったときは、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合や求 めを受けた運送事業者が別の都道府県知事又は市町長から既に避難住民の運送を 求められている場合などの正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされ、 それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民を運送するために 必要な措置を講ずるものとされている。

(13) 避難の指示の解除

- ① 知事は、要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示が解除されたとき は、当該避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。
- ② 知事は、要避難地域に近接する地域の住民に対し避難の指示を行った場合にお いて、当該避難の指示に係る要避難地域に近接する地域の全部又は一部について 避難の必要がなくなったと認めるときは、当該避難地域の全部又は一部について 避難の指示を解除する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

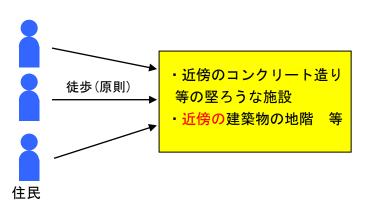
市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、 避難住民を復帰させるため、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の 必要な措置を講じる。

(15) 避難の類型

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施する こととなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示す。

① 屋内への避難

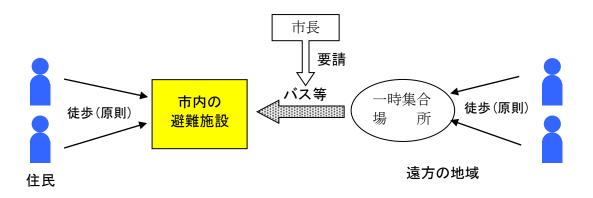
弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部 隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンク リート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、 被害の状況等に応じ、2~4の類型により、他の安全な地域へ避難する。





② 市内の避難

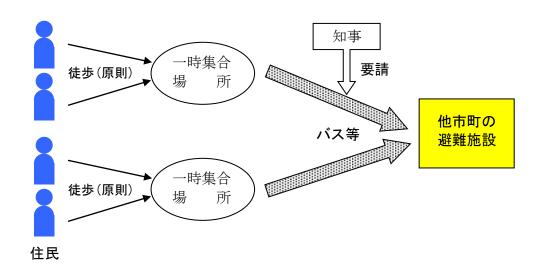
市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。 また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



③ 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ 移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

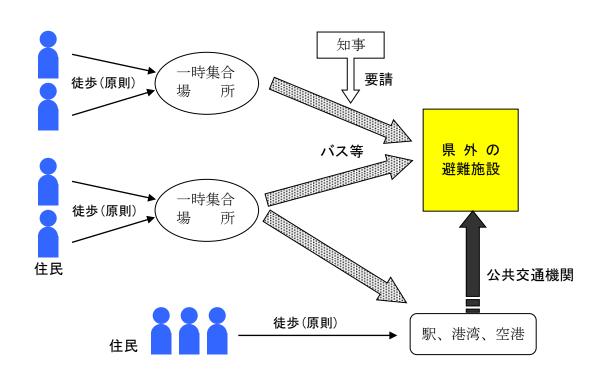
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



④ 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶、航空機等の公共交通機関による避難を行う。 この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



弾道ミサイル攻撃の場合

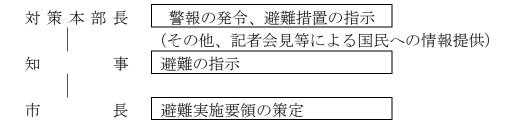
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍の コンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設 に住民を避難させる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措 置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、当市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

③ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に 出ることは危険を伴うことから、屋内避難の指示が継続されるとともに、被害内容が 判明後、国対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避 難を行うなど、知事から避難措置の指示の内容に沿った避難の指示が行われる。

【避難の指示の内容(例)】

避難の指示 (一例)

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速 やかに、屋内(特に建物の中心部)に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅 ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオ その他の手段により、情報の入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)

○ 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、 屋内に留まること。

弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置及び避難の指示を待たずに、市長は、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」~「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、 県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃 の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も 限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

【避難の指示の内容(例)】

避難の指示 (一例)

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民については、市町長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。 健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その 他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

② 市は、避難の誘導に当たっては、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努めるほか、県警察は、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行うものとされている。

武力攻撃原子力災害の場合

- ① 知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととし、事態の状況を見て、次のような指示を行うとされている。
 - ・事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)に相当する地域と同様の措置(まずは屋内退避を指示するとともに、その 後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、 他の地域への避難等を指示するものとする。)を指示
 - ・なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに 留意する。

NBC攻撃の場合

① 市長は、消防機関等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

【NBC攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留 意 点
核攻撃等	①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域
核	
	・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に
	避難
	・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難
	・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤
	の服用等を指示
	②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域
	・放射線の影響を受けない安全な地域に避難
	・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなる
	べく垂直方向に避難
	③ダーティボムによる攻撃の場合
	攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難
生物剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又
	は感染のおそれのない安全な地域に避難
	・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行わ
	れた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるので
	はなく、感染者を入院させて治療
化学剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又
	は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難
	・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施 に関する事務を、市長に委任することとされている。

- ① 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務(避難所の設置、炊き出しその他による食品の供給、被災者の捜索及び救出等)及び県においては困難な救援の実施に関する事務(学用品の供給等)であること

(2) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ① 収容施設の供与
- ③ 炊き出しその他による食料の給与及び飲料水の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- (7) 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ① 障害物の除去

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合は、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

【救援の程度及び基準】(平成27年度国民保護救援基準)

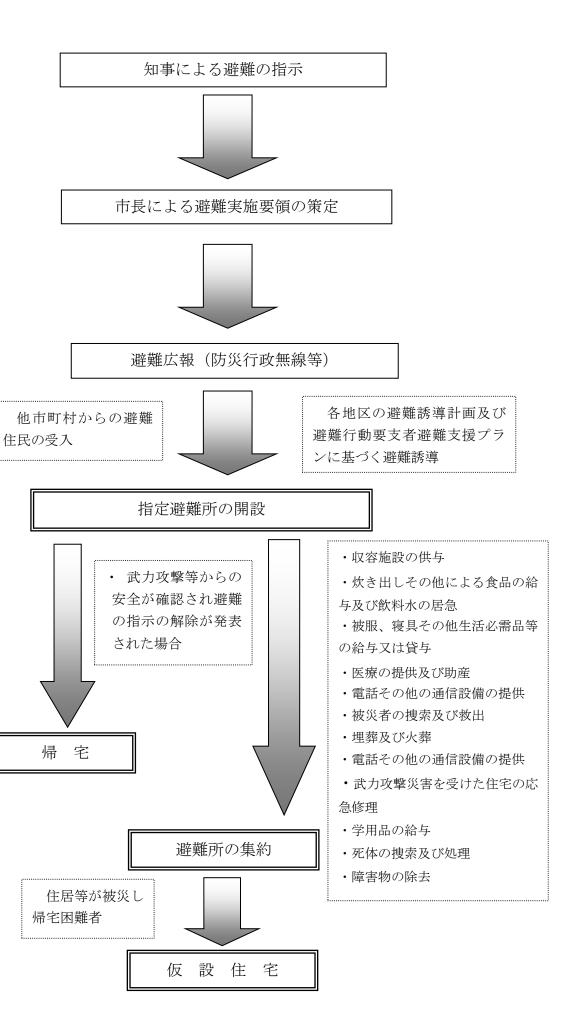
救援の種類	対 象	費用の限度額	備考
避難所の設置避難所(長期避難住宅を除く)	1 避難住民 2 武力攻撃災害によ	(基本額) 避難所維持・管理等費 1人1日当たり320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容す	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当っての輸送
		る「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	費は別途計上

救援の種類	対 象	費	費用の限度額		備考	
長期避難住宅	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、 り現に被害をそれのある 者(収容する期間が長期にわたる場合)	又る 長 長 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	度額 1戸 552,000円 552,000円 き理等費 たりる等に、 を助内合施表 が表した。 を加え を加え を加え を加え を加え を加え を加え を加え	を基 本 第 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50	ポ、2,652 2 2,652 2 2 は及職費、に高を福き民 3 等「で 4 2,652 4 2,652 2 3 3 4 3 4 3 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	戸,000 円,000
応急仮設住宅 の供与	武力攻撃災害によ 住家が全壊、全焼と 流失し、居住するし、 がない者であって、 らの資力では住宅を ることができない者	は 家 2 限度額 日 る 同一般 上設置し 利用する	2,652,000 地内等に概 た場合は、 ための施設を 関模、費用は	る。 円以内 1250戸以 集会等に を設置で	m、2,652 あればよい 2 高を数人」 「福祉仮記 できる。 3 民間賃	戸 39.7 ,000円 た 9.7 た 9.0 で 数 と 9.0 で 数 と 1.0 で 数 と 2.0 で 者 る 2.0 で 者 る 3.0 で 者 る 3.0 で も は 住 で で も が ま も 5.0 で ま も で も も か ま も で も も も も も も も も も も も も も も も も も も
炊き出しその 他による食品 の給与	1 避難所(長期) 一 選難所(表) 一 となる者 2 が表す。 2 が表す。 5 はないでは、 2 がままないでは、 2 がままないでは、 3 きにいいでは、 2 がまるいでは、 3 きにいいでは、 3 きにいいでは、 5 がまるいでは、 5 がまる	容 1,130円以内 よけ 者 づ 害 を				
飲料水の供給	避難の指示に基づ 避難又は武力攻撃災 により、現に飲料水 得ることができない。	害 を	おける通常 σ		上	件費は別途計
被服、寝具そ の他生活必需 品の給与又は 貸与	避難の指示に基づ 避難又は武力攻撃災により、生活上の を選集、その他 を選集、その他は を関し、直ちに日常生 を営むことが困難なる	書 月~3月 は 品の給与 決定する。 大記金 損 2 下記金	4月~9月))の季別は生 等を行う日で 額の範囲内	冬季 (10 生活必需 をもって	って解除されて 又は武力攻 にわたって	が長期は場合は期にわたは 関ル場でである。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
	季別 1/世		3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
		,400 23,700	34,900	41,800		7,800
	冬季 30	,400 39,500	54,900	64,200	80,800	11,100

救援の種類	対 象	費用の限度額	備考
医療	避難指示に基づく避 難又は武力攻撃災害に より、医療の途を失っ た者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術所…協定料金の額以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	避難指示に基づく避難 又は武力攻撃災害によ り、助産の途を失った 者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	妊婦等の移送費は別途 計上
被災者の捜索及び救出	1 武力攻撃災害により現に生命、身体が危険な状態にある者 2 武力攻撃災害により生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上
埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死 亡した者を対象にして 実際に埋葬及び火葬を 実施する者に現物をも って実施	1体当たり 大人210,200円以内 小人168,100円以内	
電話その他の通信設備の提供	避難の指示に基づく 避難又は武力攻撃災害 により通信手段を失っ た者	当該地域における通常の実費	電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより行う。
武力攻撃災害 を受けた住宅 の応急修理	1 りと に は と に と に と に と に と に と に と で で か と で が ら 修 さ な 撃 棋 居 で が 大 な け が は に た が 武 、 わ こ 皮 と が ら と で か 大 な け が 住 た と に し た と に し た と に し た と に し た と に し た と に し た と に し た と に し た と に し た と で ら と で ら と で ら と に し た と で ら と で ら と で ら と で ら と で ら と で ら と で が ら に し た と で ら と い と い と に し た と で ら と	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内	
学用品の給与	避難の指示に基づく 避難又は武力を撃失 と 選難又は武品を 等上 、 は損傷 の が 学 が に は損 の あ る 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届出又はそ の承認を受けて使用していも 教材、又は正規の授業で使用 している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	避難の指示が長期にわたって解除されない場合 て解除されない場合 又は武力攻撃災害が長期 にわたって継続している 場合は再び実施すること ができる。
死体の捜索	武力攻撃災害により 行方不明の状態にあ り、かつ各般も事情に よりすでに死亡してい ると推定される者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上

救援の種類	対 象	費用の限度額	備考
死体の処理	武力攻撃災害の際死 亡した者について、死 体に関する処理(埋葬 を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,400円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 既存建物以外 有 工作当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救 護班 2 輸送費、人件費は別途 計上 3 死体の一時保存にド ライアイスの購入費等 が必要な場合は当該地域における通常の実費 を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関 等に障害物が運びこま れているため生活に支 障をきたしている場合 で自力では除去するこ とができない者	1世帯当たり 135, 100円以内	
輸送費及び賃 金職員等雇上 費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の捜索及び 救出 4 死体の捜索及び処理 5 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	

- ※この基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準を 定める。また、当該場合には、救援を実施する都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、 特別基準の設定について意見を申し出ることができることとなっている。
- ※ 救援の機関は、救援の指示があった日 (救援の指示を待たないで救援を行った場合にあっては、その救援を開始した日) から内閣総理大臣が定める日までとされている。



4 指定避難施設とその基本的役割

(1) 指定避難地及び指定緊急避難場所・指定避難所

指定避難地及び指定急避避難場所・指定避難所は、資料編による。

(2) 福祉避難所

- ① 市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに 至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容 するため、必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。
- ② 福祉避難所は、文化保健センター、文化会館、防災拠点型地域交流スペースを有する施設等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は旅館等を利用するものとする。

5 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設・運営のフロー

開設・運営の手順は、原則として概ね次のとおりである。 詳細については、避難所開設・運営マニュアルを作成し対応する。 (避難対策部総務班を中心に関係部・班長により作成)

開設避難所の決定



避難所の開設

- ① 避難所の開錠
- ② グラウンド等での待機要請
- ③ 避難所内事務所を開設(収容スペースを決定)
- ④ 避難者の受入・収容開始 (誘導、案内・避難行動要支援者を優先)
- ⑤ 避難者の収容後、市対策本部に報告→(県に報告)



避難所の運営

- ① 避難者名簿(カード)の配布・作成(避難所でのルール説明)
- ② 居住スペースの割り振り(避難行動要支援者用のスペースを確保) 当面の運営協力者の募集
- ③ 食料・生活必需品等の請求・受取・配給など(避難行動要支者者を優先)
- ④ 運営状況の報告(適宜)
- ⑤ 避難所運営記録その他の作成
- ⑥ 長期化する場合は、避難所自治運営組織を立ち上げる (ボランティアの受け入れ)

(2) 避難所開設の決定

① 避難施設の決定は、市の協力を得て知事により決定され、決定後は速やかに避難対策部等の施設班は、開設準備にあたる。

また、必要に応じ、福祉避難所を開設する。

但し、夜間における突発的な場合で、既に住民が施設に集まっている場合については、あらかじめ指定した職員または、当該施設の当直職員等、居合わせた職員が施設の開錠後、避難住民をグラウンドに収容し避難所開設まで待機するよう要請し、避難住民の不安の緩和と混乱防止に努める。この場合にあっては、グランドに収容後、速やかに市対策本部にその旨を報告する。

② 市は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付けるものとされている。

(3) 避難所開設の報告・広報

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容後、速やかに市対策本部にその旨の報告を行う。

総務部渉外広報班及び総括部本部班は、避難所開設に関する住民への広報活動を 実施する。

市長は、知事、県警察等関係機関に対して、開設状況の報告を行う。

- ・避難所開設の日時及び場所
- ・開設した避難所の箇所数及び収容人数
- その他

(4) 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し、必ず要員を常時配置しておく。(必要に応じ避難対 策部総務班及び避難応援部避難所応援班を派遣する。)

事務所には、避難所運営に必要な用品(避難者カード、避難所でのルール説明 用紙、消耗品受払簿等、事務用品等)を準備しておく。

(5) 避難所の運営担当者

- ① 避難所の初期運営は、各施設班及び派遣した職員が担当する。(その内の1名を管理責任者として決定し、市対策本部に報告する。)
- ② 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。
 - ・施設等開放区域の明示
 - ・避難住民の誘導・避難者名簿の作成
 - •情報連絡活動
 - ・食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - ・ボランティアの受入れ
 - 炊き出しへの協力
 - ・避難所運営組織づくりへの協力
 - ・ 重傷者への対応

(6) 避難者名簿(カード)の作成

避難者名簿(カード風水害編市様式6)は、避難所運営のための基礎資料となる。 収容された避難住民に対し、各世帯単位で避難者カードを配布し、必要事項を記 入してもらう。

記入してもらった避難者カードを回収し、避難者名簿として整理する。

避難者名簿は避難所内事務所に保管するとともに、各部長及び責任者を通じて総括部本部班に報告する。

また、カードの作成終了後、避難所のルール説明を行い避難者に秩序ある行動を 促す。

(7) 居住スペースの割り振り

居住スペースの割り振りは、避難行動要支援者用のスペースを確保した後、可能な限り、自主防災組織・自治会等の単位で、まとまりを保てるように行い、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護等、心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。。

また、自主防災組織・自治会等の単位で代表者を選定し、以降の避難所運営や情報伝達の合理化を図る。

○代表者(班長)の役割

- ・指示・伝達事項の周知
- ・避難住民ニーズの把握と報告
- ・物資等の配給活動の補助
- ・ 避難施設の保全管理
- ・その他の活動への協力

(8) 食料・生活必需品等の請求・受取・配給

避難所の管理責任者は、避難所運営代表者(避難住民の代表)やボランティア等の協力を得て、食料・生活必需品等のニーズ(必要数等)を把握し、各部長に報告する。各部長は、各避難所からの報告をとりまとめ、総括部本部班に必要な食料・物資の要請を行う。総括部本部班は、備蓄量を考慮し調査部調達配送班に必要な食料・物資の調達・配送を指示する。

食料・物資が到着後、管理責任者は、その都度、消耗品受払簿に記入の上、避難 所運営代表者やボランティア等の協力を得て、配給を行う。配給を行なう際は、避 難行動要支援者を優先し、配給カードを作成するなどして平等に行き渡るよう工夫 してから行なう。

(9) 避難所運営状況及び運営記録の作成

① 避難所の管理責任者は、運営状況について、1日1回朝10時に市対策本部へ各部長を通じて報告する。

傷病者の発生等、特別の事情がある場合は、その都度、必要に応じて報告する。 また、運営記録として、避難所日誌を作成する。

② 書類の整備保管

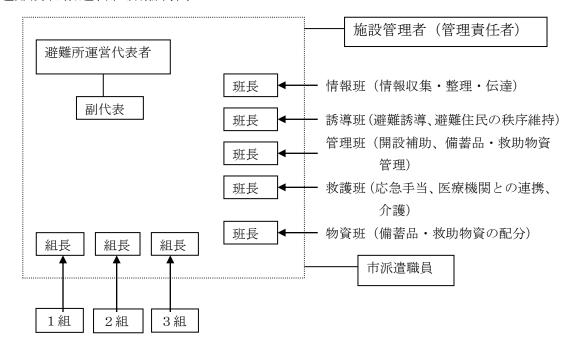
避難所を開設したときは、運営責任者及び救助部等で次の帳簿を整理し保管する。

- 避難者名簿
- · 救助実施記録日計票(災害救助法様式 0)
- ·避難所用物資受払簿(災害救助法様式6)
- ・避難所設置及び収容状況 (災害救助法様式7)
- ・避難所設置に要した支払証拠書類
- ・避難所設置に要した物品受払証拠書類

(10) 避難所自治運営組織の立ち上げ

避難が長期化する場合や発災直後で市職員の派遣ができない場合、避難所の運営は、避難住民・地域の自主防災組織等が自主的に運営に当たることとし、市職員や施設管理者、及びボランティアは必要に応じ、運営を支援する。

· 避難所自治運営組織編制例



(11) 被災者収容に関する県への協力要請等

市長は、市の避難所だけでは被災者を収容できないと判断した場合は、知事に対して、近隣市町等への被災者の移送・収容を要請する。

- 避難希望地域
- ・避難を要する人員
- 避難期間
- 輸送手段
- ・その他の必要事項

また、市長は、知事から他市町の被災者を受け入れるための避難所の開設指示を受けた場合には、積極的にこれに協力する。

(12) 仮設トイレ等の設置

① 仮設トイレの確保

生活環境部収集処理第2班は、避難所の状況により、仮設トイレを設置管理する。

その確保が困難な場合は、県に協力を要請する。

② 入浴・洗濯対策

避難所の状況により、仮設風呂や洗濯機を設置管理する。 その確保が困難な場合は、県に協力を要請する。

(13) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、斡旋を行う。

また、避難行動要援護者の内、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めることとする。

(14) 避難行動要援護者への配慮

① 配慮すべき事項

避難行動要援護者に対しては、次の事項について特に配慮する。

- ・自主防災組織・自治会等の地域住民の協力による避難誘導
- ・居宅に取り残された要援護者の迅速な発見
- ・避難所における要援護者のニーズ把握
- ・粉ミルク等の食料・食事への配慮
- ・おむつなどの生活必需品の配慮
- ・手話通訳やボランティア等による生活支援
- 巡回健康相談等の重点的実施
- ・仮設住宅建設時におけるバリアフリー化
- ・仮設住宅への優先的入居
- ・福祉相談の充実
- その他

② 学校・福祉施設等における避難対策

学校・保育園や社会福祉施設等においては、当該の避難計画に基づき、生徒・ 児童及び施設入所者等の生命及び身体の安全と保護を最優先として、適切な避難 誘導を行う。

(15) 他市町村へ避難所が開設された場合

避難対策部及び避難所応援部から、避難所ごとの責任者を定め、当該避難所の管理者と協力して、秩序ある避難所の運営に努める。

また、逐次避難所の情報を市対策本部に報告する。

市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保し、避難住民に適切な情報を提供できるよう努めるものとする。

6 電話その他の通信設備の提供

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

7 食料の供給

武力攻撃災害時における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

(1) 実施責任

市長は、被災者への食料の供給を行う。総括部本部班は、備蓄量を考慮し調達配送班及び援護班に必要な食料・物資の調達・配送を指示し、調達配送班は各避難所等に食料・物資等を配送する。また、市だけでは食料の供給が困難な場合は、県に食料供給または供給あっせんの要請を行う。

(2) 供給対象者

- ① 避難所等に収容されている被災者
- ② 住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊等の被害を受け、炊事のできない被災者
- ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難住民
- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

(3) 供給品目

供給する食料は、市が備蓄する保存食及び調達による米穀、パン、弁当等の他、 必要に応じてスーパー等から副食を調達する。なお、実施にあたっては、高齢者や乳 幼児等のニーズにも十分配慮することとする。

- ① 主 食 炊き出し用米穀、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等
- ② 副 食即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、緑茶等の清涼 飲料水等

(4) 需要の把握

食料必要数の把握は、関係各部が次により行うものとし、これを調達配送班及び 援護班が総括する。

- ・ 避難所については、各避難所において把握したものを各班長が各部長 に報告し、各部長が集計の上、総括部本部班に報告する。
- ・ 住宅残留者等については、関係各部、関係機関、自治会長、自主防災 組織等の協力を得て実施する。
- ・ 対策要員(3日分は各自職員の備蓄)については、関係各部の協力を得て、総務部職員班が実施する。

供給数量等

被災者に対して、炊き出しによる給食を行う場合の供給数量は、次の1人1日当 り供給量に、市長が必要と認める者の数及び実施期間の日数を乗じて得た数量とす る。

供給量は、精米換算1人1食当り200g、1日当り600gとする。

なお、把握した食料必要数は、直ちに総括部本部班を通じて市長に報告し、市長の供給数の決定に基づき、食料を調達する。

(5) 食料の確保・調達

① 協定先からの調達

調査部調達配送班は、協定締結先からの調達による他、必要に応じて、その他の 民間業者からの調達・確保に努める。

② 県への食料供給等の要請

調達配送班及び総括部本部班は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の 事項を示して、県に食料の供給あっせんを要請する。

- ・供給あっせんを必要とする理由
- ・必要な品目及び数量
- ・引き渡しを受ける場所及び引き渡し責任者
- ・荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

(6) 食料供給活動の実施

① 食料の輸送

調達配送班及び援護班は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料等を救援物資集積所に集め、そこから避難所等へ輸送するものとする。

• 救援物資集積所

集積場所名称	所在地	規模㎡
高砂市役所南庁舎5F	荒井町千鳥2-2-16	2, 567
荒井中学校体育館・武道館	荒井町千鳥3-1-1	1, 756
荒井小学校備蓄倉庫	荒井町東本町10-1	60
中央公民館	伊保東1-18-6	2, 358
陸上競技場・野球場	米田町島526	56, 989
文化保健センター	高砂町朝日町1-2-1	3, 927

② 被災者への配分

避難所における被災者への食料配分は、避難所管理責任者が避難所運営代表者 やボランティア等の協力を得て、配給を行う。配給を行なう際は、避難行動要支 援護者を優先し、配給カードを作成するなどして平等に行き渡るよう工夫してか ら行なう。

その他の被災者へ食料配分は、各関係各部が自主防災組織・ボランティア等の協力を得ながら実施する。

③ 炊き出しの実施

炊き出しは、必要に応じ、婦人消防隊・日赤奉仕団やボランティア等の協力を 得ながら、次のように実施する。

・小学校給食室 避難対策部総務班が実施する

・保育園及び認定こども園給食室 救助部避難行動要支援者対策班が実施する

市民病院調理室 医療部救護班が実施する

・市役所食堂 職員用として総務部職員班が要員を確保して実

施する

・その他、必要に応じて、市内民間事業所等の給食施設の協力を求める

8 応急給水の実施

武力攻撃災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

(1) 実施責任

水道部事業班は、被災者等への飲料水及び生活用水の供給を実施する。 また、市だけでは対応が困難である場合には、県に「兵庫県水道災害相互応援に 関する協定」に基づき供給の応援を要請する。

(2) 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

(3) 補給水源地の確保

災害発生後、直ちに水源地、配水ポンプ・連絡管及び水質等の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により、応急給水用の水を確保するものとする。

(4) 需要の把握

災害が発生し給水機能が停止すると判断されるときは、水道部長は所属職員に指示して、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

需要調査に基づき、水道部長は、次の事項について総括部本部班へ報告する。

- ・給水機能停止区域、世帯・人口
- ・復旧の見込み
- 給水班編成状況
- 応急給水開始時期
- ・給水所(拠点)の設置(予定)場所
- ・その他の必要事項

(5) 給水所(拠点)の設置と広報

① 給水所(拠点)の設置

給水は、原則として給水所(拠点)における給水車等による拠点給水方式で実施する。

給水所(拠点)は、原則として各小学校等の避難所とするが、供給停止区域が 一部区域に限られる場合など、状況に応じて被災地等に給水所を設置する。

② 給水所(拠点)の周知・広報

給水所(拠点)を設置したときは、総括部本部班を通じて被災地住民に対する 周知・広報を行うとともに、給水所及びその周辺には看板を掲示する。

(6) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動は、水道部所有の車両及び資機材を使用するが、不足する場合は指定水道工事店等の応援を求めるとともに、配水管等についてはメーカーからの直送等により補う。

(7) 応急給水の実施

① 給水基準

応急給水は、水道が4週間以内に応急復旧を完了することを想定し、次の基準で行う。

内容 時系列	期間	1人当たり 水 量 (Q/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水 を得られなかった者に対する 応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日目まで	3~20	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量	自主防災会を中心とする給水 と応急拠点給水 仮設配管による給水
	11 日目から 20 日目まで	20~100	最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21 日目から 完全復旧まで	100~ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

なお、給水基準以上の容器を持参し、基準を上回る給水を求める住民に対して は、十分に説明し、協力を求めるものとする。

② 車両輸送による応急給水

ア 給水所への搬送

飲料水等の給水所への搬送は、水道部事業班が水源地から消防部、指定水道工事店等の協力により、給水車、水槽付消防ポンプ車、トラック等の車両及び備蓄する給水容器等を使用して行う。

イ 給水所での給水

給水所での給水は、住民持参の容器を用いて、給水所となった施設の応急給 水担当職員、自治会長、消防団等の協力を得て、水道部事業班が行う。

容器を持参できない住民については、近隣、自治会等に対し援助・相互融通等を要請し、給水活動に支障が生じないように留意する。

極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク等を貸与するが、この場合も可能な限り自治会等への貸与の形をとって行う。

ウ 医療機関・福祉施設等への給水

病院・診療所等への給水は最優先で行い、緊急な要請があった場合には、車両等による給水を行う。

③ 仮設給水栓による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水道部事業班が関係機関の協力を得て応急給水を 実施する。

ア 消火栓を活用した応急給水

応急給水の必要がある地域の給水所の周辺で、活用できる消火栓がある場合には、消火栓に接続して応急給水を行う。

イ 応急仮配管による応急給水

復旧に長期間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模医療機関等の断水については、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して給水を行う。

9 生活必需品の供給

武力攻撃災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

(1) 実施責任

調査部調査班は、被災者等への緊急物資の調査を実施し、調査部長は被災者のニーズ・数量等を把握し、総括部本部班に報告する。調査部調達配送班及び援護班は緊急物資の供給活動を実施し、各小学校等の避難所を中心に配布する。ただし、場合によっては各個配布等も検討する。

また、市だけでは対応が困難である場合には、県に供給の応援を要請する。

(2) 供給対象者

- ① 住家が被害を受けた者
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財を喪失した者
- ③ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 供給品目

供給する品目としては、一般に次のものが考えられる。 なお、実施にあたっては、高齢者や乳幼児等のニーズにも十分配慮することとする。

- ○寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料
- ・毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、 大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ等、必要性の 高い品目には特に配慮する。
- ・障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具等、きめ細かな対応に ついても考慮する。

(4) 供給活動の実施

調達配送班及び援護班は、緊急物資輸送及び配分計画を立て、これにより輸送及び給与または貸与を行う。

生活必需品の給与(貸与)は、原則として災害救助法の基準に基づき実施する。 この他、需要の把握、物資の確保及び調達物資の集積等については、「食料の供給」 の規定に準じて行うものとする。

(5) 県への供給あっせんの要請

市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、供給あっせんを要請する。

- ・供給あっせんを必要とする理由
- ・必要な緊急物資の品目及び数量
- ・引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- 連絡課及び連絡担当者
- ・荷役作業員の派遣の必要の有無
- その他参考となる事項

10 医療・助産対策の実施

武力攻撃災害時による負傷者等に対する迅速かつ適切な医療・助産対策について定める。

(1) 実施責任

市長は、被災者等に対する保健医療活動を実施し、医療部医療班がこれを担当する。また、市だけでは対応が困難である場合には、県及び「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」に基づき応援を要請する。

県は、市から要請があった場合、または県が必要と認める場合は、救護班を現地 に派遣するなど保健医療活動を実施することとされている。

なお、高砂市民病院は、高砂市の災害拠点病院としての医療活動体制を確立する。

(2) 応急救護体制

① 救護班

市対策本部は(高砂市民病院スタッフによる)市救護班を組織し、救護所において応急措置を行う。なお、救護班だけでは医療救護の万全が期し得られないときは、高砂市医師会等の協力を得るものとする。

② 救護所

次の場合に救護所(文化保健センターまたは竜山中学校)を設置する。

ア 医療機関が被災し、その機能が低下または停止し、医療機関だけでは対応し きれない場合

イ 患者が多数で、医療機関だけでは対応しきれない場合

ウ 被災地と医療機関との位置関係等の理由から、被災地から医療機関への傷病 者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

(3) 後方医療施設

高砂市民病院等の常設の医療機関においては、救護所では対応困難な重症者等の 治療・処置を行う。

(4) 救護班の活動

救護班は、発災直後は外科的治療を中心に傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等の健康管理に努める とともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

(5) 医療マンパワーの確保

医師、看護師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整は県が行う こととされている。

地域医療情報センターを通じて、医療マンパワーの応援要請等を行う。

(6) 患者等搬送体制

県等の協力を得ながら、患者の円滑な搬送が行われるよう努める。

(7) 医薬品等の確保

救護所等で使用する医薬品等を確保するとともに、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速かつ確実な確保に配慮する。

区 分	期間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	災害発生後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

また、医療機関等で使用する医薬品等について不足が生じる場合は、県と連携し、 補給を行うものとする。

(8) 助 産

- ① 範 囲
- ② 分娩の介助
- ③ 分娩前、分娩後の処置
- ④ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ⑤ 方 法

市は、助産施設のある市域の医療機関に搬送し行う。 但し、市で対応できないときは、県に対し救護班の派遣を要請する。

(9) 医療機関のライフラインの確保

- ① 市は、県と連携を図りながら、医療機関への上水の提供について水道事業者と 調整を行うとともに、透析医会を通じ、断水した透析医療機関を把握する。
- ② 市は、県と連携を図りながら、(一社)兵庫県LPガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請する。
- ③ 市は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じる。
- ④ 市は、県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

(10) NBC攻撃の際に特に留意すべき事項

- ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
 - ア 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を 編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、被 ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。
 - イ 内閣総理大臣から派遣された、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、 国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ば くの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導すると ともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、市は直ちに県に報告し、県は、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図るとともに、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずるものとされている。
- イ 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療機関及び地方公共団体への的確な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療 方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及 び地方公共団体への適切な支援を行うものとされており、県は、国からの協力 要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。
- イ 県警察及び消防機関等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置 を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬 送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるも のとものとされている。

11 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は 生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

(1) 実施責任

市及び消防機関は、職員を動員し、県、県警察、自衛隊の協力を得ながら、負傷者等の捜索、救出活動を実施するとともに、市域内における関係機関の救出活動の調整を行う。

(2) 実施方法

① 救助体制

消防部は、救助に必要な資機材を投入して迅速な救出活動を実施する。 市は、救出活動が困難な場合、県に可能な限り次の事項を明らかにして救出活動 の実施を要請する。

- ・応援を必要とする理由
- ・応援を必要とする人員、資機材等
- ・応援を必要とする場所
- ・応援を必要とする期間
- ・その他必要な事項

② 県

県は、市から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じるものとされている。

- ア 県職員の派遣
- イ 他の市町長に対する応援の指示
- ウ 自衛隊に対する派遣要請
- エ あらかじめ締結する協定に基づく関係機関への要請
- オ 捜索、救出活動に関する総合調整
- ③ 県警察

県警察は、次の措置を講じるものとされている。

- ア 負傷者、行方不明者の捜索、救出活動の実施
- イ 必要な交通規制の実施
- ④ 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、自発的に救出活動を行うとと もに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- ア 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- イ 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- ウ 県警察、消防機関等への連絡

(3) 救助方法

県警察等の関係機関と緊密な連絡を取り、速やかな救出活動を行う。 必要に応じ、救急車や工作車等の応援を求め、救助作業にあたる。 救助した負傷者に対しては、その症状に応じた措置を講じる。

(4) 市及び消防機関は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

12 遺体の捜索・火葬等の実施

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者(死体)を捜索する。

また、武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合及び埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐためこれらの処置を実施する。

(1) 実施責任

市長は、遺体の捜索・処理・火葬等を実施し、生活環境部斎場班等は、関係機関と 連携しながら、これを担当する。

(2) 捜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に対する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、生活環境部長が次のとおり行う。

- (1) 生活環境部は、市役所内防災倉庫1Fに「行方不明者相談所」を開設し、届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けたときは、行方不明者の住所・氏名・年齢・性別・身長・着衣その他の特徴について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- (3) 届出については、まず避難所収容者名簿を確認する。
- (4) その他、市対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿(要捜索者リスト)を作成する。

(3) 捜索の実施

捜索は、要捜索者リストに基づき、消防部が県警察、自衛隊その他の関係機関及び 地元自治会、自主防災組織等の協力を得て、以下のとおり実施する。

- (1) 捜索活動は、生活環境部、救助部及び消防部が連絡を密接にとりながら実施する。
- (2) 捜索活動中に遺体を発見したときは、本部及び県警察に連絡する。
- (3) 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、警戒員を配置して監視する。

(4) 遺体の検案

原則として、現地において県警察が検視(見分)した後の遺体は、生活環境部環境・ 斎場班にその処理を引き継ぎ、以下のとおり遺体の検案を実施する。

(1) 遺体の検案は、生活環境部環境・斎場班が医療部医療班及び高砂市医師会等の協力を得て実施する。

また、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実 費を弁償するものとする。

(2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、 検案書を作成する。

また、死者に遺族のない場合は、県及び市が、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施するものとする。

- (3) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、 所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた遺体は、生活環境部環境・斎場班が関係各部、各機関の協力を得て、市長が指定する遺体安置所へ搬送する。

(5) 遺体の収容・安置

生活環境部環境・斎場班は、検案を終えた遺体について、県警察、自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

- (1) 市内の寺院、公共施設(総合体育館)等、遺体収容に適当な場所を選定し、遺体安置所を開設する。適当な既存施設が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- (2) 生活環境部環境・斎場班は、県内業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等の必要な器材を調達する。

また、ドライアイス及び棺等が不足する場合は、県に要請し民間業者等からあっせんし てもらう。

- (3) 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) 避難応援部に対して、遺体処理台帳に基づき、遺体火葬許可証の発行を求める。
- (6) 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳により整理の上、引き渡す。

(6) 遺体の火・埋葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬を行うことが困難な場合は、以下のとおり応急措置として遺体の火葬を行う。

また、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、 埋火葬を実施するものとする。

- (1) 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬または埋葬を行う。
- (2) 火葬に付する場合は、火葬許可書を火葬場に搬送し、火葬台帳に記入の上火葬に付す。
- (3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管場所に一時保管する。
- (4) 遺族その他関係者からの遺骨、遺留品の引き取り希望のある場合は、遺骨及び遺留品 処理票により整理の上、引き渡す。
- (5) 遺体が多数のため、火葬場では処理できない場合は、市内寺院その他の適当な場所に 仮埋葬する。

また、埋火葬が速やかに実施できるよう県に要請する。

- (6) 市は、県に要請した場合は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合 せを行い、遺体を搬送するものとする。
- (7) 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地または納骨堂へ改葬する。
- (8) 火葬用燃料・棺箱等葬祭用消耗品の確保に努める。

13 住宅の確保

武力攻撃災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

(1) 実施責任

市長は、被災者等への応急仮設住宅の建設・管理、住宅の応急修理、住宅等に流 入した土石等障害物の除去並びに住宅相談窓口の設置を行い、応急対策第1部住宅 班が実施する。

また、大規模災害等により、市だけでは対応が困難である場合には、県に応援を 要請する。

(2) 応急仮設住宅の建設・管理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家を失った被災者等に対し、避難所への収容や市営住宅等の活用等では対応できない場合、必要に応じ、応急仮設住宅の建設・管理を行う。

① 入居対象者

住宅が全焼、全壊または流失した者であって、居住する住家がなく、自らの資 金では住宅を確保することのできない者

② 供給・管理方法

応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないよう広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置することとされている。

また、市が設置する場合には、県から市の必要な戸数とその規格等の指示があり、建設業組合等の協力を得て、応急仮設住宅を建設し、これを管理する。

応急対策第1部長は、関係各部長の協力を得ながら、公共空地の中から建設地 を選定するとともに、応急仮設住宅建設の設計・監督にあたる。

候補地	所在地	建設可能戸数
米田多目的広場	米田町米田927	1 2 1
総合運動公園サブグランド・多目的広場	米田町島526	8 0
新浜公園	荒井町新浜2丁目2758-102	8 0

建設にあたっては、速やかに厚生労働省と協議するとともに、二次災害の危険 がないよう配慮する。

また、必要に応じて、福祉仮設住宅を建設する等、高齢者、障がい者等を含めた入居者のニーズ、利便性に配慮することとする。

仮設住宅の整備と併せて、集会施設(ふれあいセンター)等を整備し、地域の 自主的な組織づくりを促進する。

福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対しては、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。また、被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給することとする。

③ 入居者の認定

市長は、関係各部職員、市議会議員、自治会長、民生委員等による入居者認定協議会を開催し、入居者の選定・認定を行う。

この際、高齢者、障がい者の優先入居等、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、円滑な入居の促進に努める。

県が直接認定する場合は、市はこれに協力する。

④ 県への供給あっせんの要請

市は、市だけでは対応できない場合には、県に次の事項を可能な限り示し、供給あっせんを要請する。

- •被害戸数
- ・設置を必要とする戸数
- ・調達を必要とする建設業者数
- 連絡責任者
- ・その他参考となる事項

(3) 住宅相談窓口の設置

住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について、住民の相談に応じるものとする。(設置場所は、本庁防災倉庫1Fに開設する。)

(4) 住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、 もって居住の安定を図るため、応急修理を応急対策第1部住宅班が実施する。

① 対象者

災害により住宅が半壊または半焼した者のうち、自らの資力では住宅の応急修 理を実施できない者

② 実施内容

居室、炊事場、便所等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施し、応急対策第1部長は建設業組合等の協力を得ながら、 実務を担当する。

市長は、関係各部長等の意見を聞いて、修理対象住宅を選定する。

③ 県へのあっせん・調達の要請

市は、建築業者が不足し、又は建築資機材を調達することが困難なときは、県に次の事項を可能な限り示し、あっせん、調達を要請する。

- ・被害戸数(半焼・半壊)
- ・修理を必要とする戸数
- ・調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ・派遣を必要とする建設業者数
- 連絡責任者

(5) 住宅等に流入した土石等障害物の除去

武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれて

いるため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

① 実施内容

市長は、周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定する。

応急対策第1部土木班は、土木業者等の協力を得ながら、実務を担当する。

実施については、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものとする。

② 県への応援要請

市だけでは対応が困難なときは、県に次の事項を可能な限り示し、応援を要請する。

- ・除去を必要とする住家戸数
- ・除去に必要な人員
- ・除去に必要な期間
- ・除去に必要な機械器具の品目別数量
- ・除去した障害物の集積場所の有無
- ・その他参考となる事項

14 教育対策の実施

武力攻撃災害時における教育対策等について定める。

(1) 実施責任

教育委員会は、武力攻撃災害時における応急教育等を実施する。 市長は、必要に応じ、学用品の調達及び配分を実施し、避難対策部教育班がこれ を担当する。

(2) 武力攻撃災害時における学校教育の果たすべき役割

武力攻撃災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と 学校教育活動の早期回復を図ることにある。したがって、避難所として開設された 学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校 は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、可能な範囲で協力する。

(3) 応急教育の実施のための措置

教育委員会は、児童・生徒や教育施設の被災状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県東播磨教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

- ・短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ・通学路や交通手段等の確保
- ・児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ・学校給食の応急措置

応急の学校給食を実施する小学校設置者は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、学校給食の実施が困難になった場合も報告することとする。また、教育委員会は、被災状況により次の措置を講ずる。

- ・適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)
- ・学用品の給与(教科書及び教材、文房具、通学用品)
- ・災害時における児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用
- ・被災職員の代替等対策

複式授業の実施

昼夜二部授業の実施

近隣市町等からの人的支援の要請

非常勤講師または臨時講師の発令

市教育委員会事務局職員の応援

(4) 教育施設の応急復旧対策

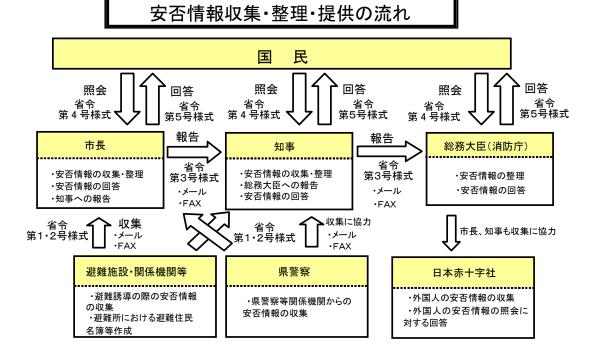
武力攻撃災害発生後速やかに教育施設等の被災度判定を実施し、応急復旧等必要な措置を講じる。

被害状況について県東播磨教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。また、状況や必要に応じ、一時的な応急復旧工事を実施する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により 負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を武力攻撃災害 により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。(様式集2安否確認情報、様式第1号・2号)

ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法により行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報の ほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等 を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、 必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力 は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に 基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。(様式集2安否確認情報、様式第3号)

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、 市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応 窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を 提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要があ る場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出に よることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。 (様式集2安否確認情報、様式第4号)
- ③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項

を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に 規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

(様式集2安否確認情報、様式第5号)

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意 すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、 負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が 必要な情報については、安否情報回答責任者(総括部長)が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に 配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、 特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携 のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以 下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊 急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急 通報を発令することとされている。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行うこととされている。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確か つ簡潔なものとすることとされている。

【緊急通報の内容】(法99Ⅱ)

- ① 武力攻撃災害の現状及び予測
- ② その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

【緊急通報の内容の一例】

【A郡B町○○海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2 ~3人組が付近に潜んでいる模様】

- ○○海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ ○○海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- その他不審者に関する情報等があれば、×××-×××まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知・伝達

市長は、知事から緊急通報の内容の通知を受けた場合は、「第4章 警報及び避難指示等」「3 緊急通報の伝達及び通知」で定めた方法により的確かつ迅速に行う。

(4) 放送事業者による緊急通報の放送

放送事業者である指定公共機関等は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとされている。

なお、放送の方法については、緊急通報の内容を損なわない範囲内で、放送事業者である指定公共機関等の自主的な判断にゆだねられている。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に 必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、 県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、 被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の 指示をする。

※【退避の指示(一例)】

- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△ (一時) 避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助 言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると 認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違 反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への 立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に 関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管するものとする)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力 攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ 安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を 活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所 轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した 活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は 武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援 助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊 運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消 防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合 及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援 を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連 絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うな ど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長(水防管理者)又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、 必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

(9) 市長に対する指示

① 知事による防御の指示

市長(水防管理者)若しくは消防長は、知事から武力攻撃災害が発生し、又は まさに発生しようとしている場合において緊急の必要があると認めるときに、防 御の指示が発令されたときは、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を早急に 講ずる。

② 消防庁長官による防御の指示

市長は、消防庁長官から人命の救助等のために特に緊急を要し、上記の知事の 指示を待ついとまがないと認めるときに、防御の指示が発令されたときは、武力 攻撃災害を防御するための消防に関する措置を早急に講ずる。

【具体的な例】

- 1 武力攻撃災害による被害が複数市町の区域にまたがり、被災市町の消防力では対処することができないために他の市町と一体となり、又は他の市町の応援を得て災害防御を行う必要がある場合
- 2 被災市町において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合
- 3 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町長等に対して指示する場合
- 4 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町長等に対して指示する場合
- ③ 知事及び消防庁長官から消防の応援等の指示 市長は、知事及び消防庁長官から被災市町村に対する消防の応援等の指示を受 けて、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連 等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町 及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要がある と認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要 な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係 機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

(1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市の区 域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護 法施行令第29条)

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 (消防法第12条の3、国民保護法第103条第3項第1号)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 (国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を 求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場 合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、石油コンビナート等防災計画に基づき、同法に定める措置を行うことを基本とする。ただし、状況に応じて従業員の安全確保について特に配慮するものとする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、県地域防災計画(原子力等防災計画)等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市の区域内に、原子力事業所は所在しないが近隣府県等の事業所への武力攻撃災害を受けた場合及び放射性物質の放出における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 県地域防災計画 (原子力等防災計画) 等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画(原子力等防災計画)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を 行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員長、 国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法 により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を事業所外運搬を行っている原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員長若しくは国土交通大臣又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、その旨をこれらの大臣等及び知事に通報するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、 警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を 所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」 に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の 放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づ き、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示す る。

(7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、 応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を 踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置 を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に 照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避 を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原 因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における 関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新 の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応 援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、 発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判 明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃につい ては、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		・封鎖
6 号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限
	を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や 県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を 講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、 被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した 日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害 の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知(平成29年2月7日消防応第11号消防長官通知(一部改正))に基づき、電子メール、FAX等により迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で、被災情報の第1報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告する。

この場合において、市は、県への報告と同時に、消防庁に対しても報告するものとする。(直接即報基準)

④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、 収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、原則としてフェニックス防 災システムによる他、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し 報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、 直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【火災・災害等即報要領様式】

3号様式(救急	急・救助事故等)			第	‡	報
		報告目時	年	月 日	時	分
		都道府県				
		市町村(消防本部名)				
	消防庁受信者氏名	報告者名				
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故	3 武力攻撃災害	4	緊急対処事	態	
発生場所						
発 生 日 時 (覚知日時)	月日時分(月日時分)	覚 知 方 法				
事故等の概要						
	死者(性別・年齢)	負傷者等		人(人)
死 傷 者 等		(重	症	人(人)
	計 / 不明	— 軽	等症 症	人(人)
	791					
救助活動の要否						
要救護者数 (見込)		救助人員				
消防・救急・救助活 動 状 況						
災害対策本部等 の 設 置 状 況						
その他参考事項	Į					
注) 第一報につ	欄の()書きは、救急隊による搬送人員 いては、原則として、覚知後30分以内で れていない事項については、確認がとれ	能な限り早く、分	かる範囲で			

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

① 実施責任

市長は、武力攻撃災害における健康相談や訪問指導を実施し、避難応援部健康管理班がこれを担当する。

県は、巡回栄養相談を実施し、市はこれに協力する。

武力攻撃災害における精神医療は県が実施する。

市は、自治会やボランティア団体等と連携して、県に協力する。

② 巡回健康相談等の実施

避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう 訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

巡回健康相談の実施にあたり、避難行動要支援者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。

③ 精神科救護所

災害時に既存医療機関だけで対応できない場合、県を主体とした精神科救護所が設置される。

市は、被災者に対し精神科救護所の開設等を周知し、必要に応じ精神科救護所の巡回相談を要請する。

④ こころのケアセンター

被害の状況を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、必要に応じ、県に対し、こころのケアセンター(被災精神障がい者の生活を支援する精神保健活動の拠点)の設置を要請する。

⑤ 相談·普及啓発活動

県、ボランティア団体等と協力し、災害による心理的影響を受けやすい高齢者や精神障がい者等に対し、こころのケアに関する相談訪問活動の実施に努めるとともに情報の提供や知識の普及に努める。

⑥ 児童・生徒のこころのケア

心理的影響を受けやすい児童、生徒に対し、必要に応じ次のような活動を行う。

- 教職員によるカウンセリング
- ・ 電話相談等の実施
- ・ 教育相談センター、健康福祉事務所、こころのケアセンター、こどもセンター等の専門機関との連携

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

① 実施責任

市長が実施し、避難応援部長及び生活環境部長が関係部署等と連携し、全体の統括事務を担当して行う。

なお、県は疫学調査を行い、その結果、必要がある場合の健康診断も県が実施する。

② 予防教育及び広報活動

県及び市は、パンフレット、リーフレット等により、あるいは関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

③ 感染症対策活動の実施

避難応援部長及び生活環境部長は連携し、医療部等からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握し、必要に応じ、感染症対策活動を実施する。

ア清潔方法

生活環境部収集処理第1班及び第2班は、塵芥・汚泥等について、積換所及び分別所を経て埋立もしくは焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

イ 消毒方法

避難応援部健康管理班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。

また、平成 11 年 3 月 30 日付健医感発第 44 号「伝染病予防法の廃止に伴う個別の感染症等に係る対策通知の取扱いについて」も参考とする。

- ウ 避難応援部健康管理班及び生活環境部環境・斎場班は連携し、速やかに次の 事項について消毒に必要な薬剤の配布、指導を行うとともに、そのために必要 な薬剤を調達する。なお、市において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困 難な場合は、県へ供給を要請する。
 - ・ 飲料水の消毒

- ・ 家屋の消毒
- ・ 便所の消毒
- 芥溜、溝渠の消毒
- 患者輸送用器などの消毒
- エ 消毒の実施にあたっては、感染症の発生を防止し、またはそのまん延を防止 するために必要最小限のものとする。([例示]消毒薬の配布は、被災住宅 1 件 につき塩化ベンザルコニウム液(逆性石けん液)500ml とする。)
- オ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周辺地域の住民の健康及び環境への影響に配慮する。
- ④ ねずみ族、病害虫等の駆除

生活環境部環境・斎場班は、県の指示に基づき、対象となる区域の状況、ねず み族、病害虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

- ア ねずみ族、病害虫等の駆除にあたっては、感染症の発生を防止し、またはそ のまん延を防止するために必要最小限度のものとする。
- イ ねずみ族、病害虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周辺地域 の住民の健康及び環境への影響に配慮する。
- ⑤ 患者等に対する措置

避難応援部健康管理班は、被災地において、感染症患者等が発生したときは、県の指示に従い、患者に対する医療を確保し、感染症のまん延を防止するための措置を行う。

⑥ 避難所の感染症対策指導等

避難応援部健康管理班は、県感染症対策職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、避難所管理責任者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(7) 報告

避難応援部長は、加古川健康福祉事務所を経由して県に被害状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を報告する。

災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書 を作成し、加古川健康福祉事務所を経由して県に提出する。

⑧ その他の対策の実施

県は必要により行う夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、 ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこ ととし、特に、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等、 感染防止に努める。

(3) 食品衛生確保対策

市は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

- ② 市は、同編「第5章救援」「8応急給水の実施」の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。
- ④ 県の指示に基づき、速やかに家庭用水の供給を行うこととし、容器による搬送、 ろ水器によるろ過給水等、現地の実情に応じた方法によって行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県、県栄養士会と連携し実施する。

① 巡回栄養相談の実施

県は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、 早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施することと されている。

市は、県が実施する巡回栄養相談等に協力する。

- ② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回 栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施する など、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- ③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準(特例的な廃棄物処理基準及び委託基準)を定めるものとされている。
- ② 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県に対し情報提供を行う。
- ③ 市長は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処 理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。
- ③ 市は、以下の点に留意して、がれき処理を実施する。
 - ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
 - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
 - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
 - オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

(3) ガレキ対策の実施

① 実施担当者

ガレキの処理については、生活環境部収集処理第1班が実施責任者となり、原 則として、次の体制を確保して行う。

ア 住宅・建築物系(個人・中小企業)

原則として、被災者自らが、市の指定する場所に搬入するよう指導する。

イ 大企業の事業所等

大企業が自己処理を行う。

ウ 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

② 実施計画

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

損壊建物数等の情報をもとに、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

- イ 作業体制の確保
 - a 人員、資機材等の確保

ガレキ処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(人員の不足が生じた時は、救助部援護班及び生活環境部地域協力班に対し ボランティア、災害協力委員等の応援を要請する。)

b 応援要請

県、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

- ウ 処理の実施
 - a 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

b 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、ガレキ、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

c 県への応援要請

最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行うこととする。

エ 仮置場の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにしておく。また、住民へ速やかに、一時集積場所及び収集日時を広報する。

適地候補	所在地	m²
高砂市最終処分場(第5処分場)	曽根町字新開2928	56, 530
高砂市最終処分場(第4処分場)	曽根町字新開2907	13, 773

オ 分別収集体制の確保

災害廃棄物についても、生活ごみ等と同様、その処理・処分上の効率性の点から、排出時における破砕、分別等を徹底する。

また、仮置場においても、搬入される災害廃棄物の分別体制を確保する。

カ 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても、環境保全等に万全を期すため、災害廃棄物の適正処理・ リサイクル体制の確保に努める。

(4) ごみ処理対策の実施

被害家屋等から排出されるゴミ等を速やかに搬出し処理するために、ごみ等の収集処分の基本的な方法を定め、災害時における清掃業務の万全を期す。

① 実施担当者

ごみ等の処理に係る業務は、市長が実施し、生活環境部収集処理第1班が担当する。

② 災害発生後の対応(第1次処理対策)

ア 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握することとする。

イ ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握する。

ウンジみの一時保管場所の確保

生活ごみの処理等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、定期的な消毒を行う等衛生上十分配慮をすることとする。

- 一時保管場所の選定に際しては、以下に掲げる点に留意し行う。
- a 他の応急対策事業に支障のないこと
- b 環境衛生に支障がないこと

- c 搬入に便利なこと
- d 後に行う焼却等の最終処分に便利なこと

③ 処理作業過程

ア 生活ごみ、粗大ごみの収集、収集開始と収集の完了

避難住民の生活に支障が生じることがないよう、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3~4日以内には収集を開始し、7~10日以内には収集を完了することとする。なお、災害時においても原則として分別収集とする。

イ ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として、以下のとおり行うものとする。

- a 生ゴミ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集 されることが望ましいので、生活環境部は委託業者等の協力を得て、最優先 で収集・搬送の体制を確立し、美化センターへ搬送し焼却処分する。
- b 障害物として道路等に排出された廃棄物は、担当部が一時集積場まで直営 及び委託業者の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。
- c 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し一時 集積場への直接搬送の協力を要請する。住民への依頼は、市の広報により行 う。
- d 収集できずに道路、空地に置かれたごみについては、避難応援部健康管理 班と連携し、定期的な消毒を行う。

ウ 県等への応援要請

- a 生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。
- b 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援 の要請を行うこととする。

(5) し尿処理対策の実施

① 実施担当者

し尿の処理に係る業務は、市長が実施し、生活環境部収集処理第2班が担当する。

② 仮設トイレの設置

生活環境部長は、大規模な災害が発生した時は、本部長(市長)の指示により、 救助部調達配送班と協議し貯留式仮設トイレを設置する。また、平常時から仮設 トイレを備蓄しておくよう努めるものとする。

設置の箇所は、汲み取り処理地域及び下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置するものとする。期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長がその必要がないと認めるときまでとする。

- ア 避難場所・避難所
- イ 高層集合住宅所在地
- ウ 住宅密集地
- ③ 災害発生後の対応
 - ア 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該

避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

イ し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、貯留式仮設トイレを避難所に設置することとする。

なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等、その確保体制及び設置した際の清掃等、その維持体制の整備に努めることとする。

ウ 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配 慮をすることとする。

エ 県等への応援要請

- 1 し尿の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。
- 2 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

3 文化財の保護

(1) 県指定文化財等に関する勧告の告知

県教育委員会は、文化庁長官が武力攻撃災害による県の区域に存する重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合、県指定文化財(兵庫県指定重要有形文化財、兵庫県指定重要有形民族文化財及び兵庫県指定史跡名勝天然記念物をいう。)についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知することとされている。

(2) 指定文化財等の被災報告

国・県・市指定文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。

(3) 指定文化財等の被災報告

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する 県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財(市指定重要有 形文化財、市指定重要有形民族文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。)についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和 48 年法律第 48 号。以下「買占め等防止法」という。)に係る措置
 - 市長は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資(以下「特定物資」という。)を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。
 - ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査(買 占め等防止法第3条)
 - イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に 当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定 物資の売渡しの指示(買占め等防止法第4条第1項)
 - ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令 (買占め等防止法第4条第2項)
 - エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の 裁定及びその結果通知(買占め等防止法第4条第4項及び第5項)
 - オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問(買 占め等防止法第5条第1項及び第2項)
- ② 国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)に係る措置 市長は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格 の安定を図るべき物資(以下「指定物資」という。)を指定した場合は、市の区域 内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。 ア 特定物資について その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び
 - ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び 指示に従わない小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第 3項)
 - イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規 定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかっ た者の公表(国民生活安定緊急措置法第7条)
 - ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する

業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問(国民生活安定緊急措置法第30条第1項)

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 赤十字標章等及び特殊標章等

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章及び身分証明書 (以下「赤十字標章等」という。)の交付申請と特殊標章及び身分証明書(以下「特殊 標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な運用 並びに交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 赤十字標章等及び特殊標章等の意義について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ住民を保護するため重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等の交付

(1) 特殊標章等の交付

市長(企画総務部危機管理室は交付及び管理を所掌する)は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び市の要綱にしたがって、特殊標章等を交付し、使用させる。

2 赤十字標章等

赤十字標章等は、武力攻撃事態等において、医療機関及び医療関係者等、医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等を識別する。

(1) 赤十字標章等の様式

① 赤十字標章

第一追加議定書第8条(1)に規定される特殊標章(白地に赤十字、赤新月又は 赤のライオン及び太陽)



※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの 国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章 は、イスラム教国において使用されるものである。

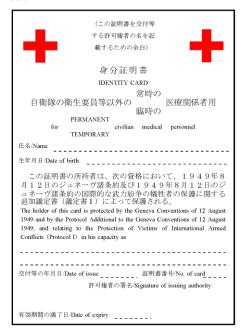
② 特殊信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報)

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

表面



身長/Height	眼の色/Ey	es	頭髪の色/Hair	
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型 Blood type				
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER				
印章/Stamp		所持者の	著名/Signature of holder	

3 特殊標章等

特殊標章等は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に係る職務を行う者等及び そのために使用される場所及び車両、船舶、航空機等を識別する。

裏面

(1) 特殊標章等の様式

① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

- ② 身分証明書
 - 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)。
- ③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に 青の正三角形)

表面			
(二の延期書を するお可能者の 載するための(身分延明 IRESELTIVE	40 min		
国民保護措置に係る権	務等を行う者用		
for civil defence	personnel		
E.S. Name			
生年月日(Date of birth			
この証明書の所作者は、次の資格において、1949年8 月12日のジュネーツ湾東京以下1949年8月12日のジ ネーツ海本の回路的たまたから中心教徒者の保証同する 通知課证券 [確定者1] によって経済される。 日本は一日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日			
交付等の年月日(Date of issue 許可複者の著名)	起用書冊号:No. of card Signature of issuing authority		
有効展問の適丁目(Date of expiry			

裏面				
身長/thight 限の色むy	vex	項要の色(Hair		
その他の特策又は傳報/Other disting	その他の神教又は俳優/Other distinguishing marks or information:			
1850boltes				
	所持書の年真 PHOTO OF HOLDER			
问题/Stangs	万神者のま	##/Signature of holder		

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長(水防管理者)及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の 運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官 補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具 体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を 交付及び使用させる

① 市長

- ・ 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を 行う者
- 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、赤十字標章等及び特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。